事 業 委 員 会

平成28年12月9日(金)

事業委員会

時 平成28年12月9日(金)午前10時00分開会-午後3時30分閉会場 所 役場3階 第2委員会

出席委員 反保委員長、中原副委員長、辻下、和田、松尾、田島、竹原、小川、道工議長

欠席委員 なし

傍聴議員 坂原、奥野

出席理事者 田代町長、中口副町長、種村副町長

笠間教育長、木下都市整備部長、保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 古谷総務部長、四至本財政改革部長、鵜久森水道事業理事 佐藤総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事 早野都市整備部理事兼道の駅総括、西まちづくり戦略室地方創生企画政策監、 中谷土木下水道課長、吉田産業観光課長兼観光推進係長、 多賀井二国推進課長、寺田地方創生企画政策担当課長、 奥建築課長、是澤土木下水道課長代理 西澤水道課参事、永田水道課総務係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。理事者につきましては、家永理事の欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いいたします。

理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。 よろしくお願いします。

12月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。 それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。 また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第71号「平成28年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

吉田課長。

吉田産業観光課長おはようございます。

それでは、委員会資料の1ページをご参照ください。

平成28年度岬町一般会計補正予算(第5次)のうち、当委員会に付託されました案件 につきましてご説明をいたします。

まず、はじめに、歳出といたしまして、6農林水産業費、2林業水産業費、水産業振興費といたしまして、70万円の増額補正をするものでございます。

内容といたしましては、本町が観光スポットの一つとして、内外に推奨しております小 島漁港ですが、釣り客を中心に多くの観光客でにぎわいを見せております。その利用者か ら、トイレ設置について多くの声が寄せられていることから、観光客の受け入れ環境の整 備として実施するため、設計費用について増額補正をお願いするものでございます。

設置を計画している箇所につきましては、3ページをご参照ください。

府道岬加太港線から小島自治区集会所前にあります、漁港への進入路をおりた〇で囲んだ付近となってございます。詳細については、まだ具体的には決定しておりません。この

付近ということでございます。

すみません。1ページにお戻りください。

続きまして、7商工費、1商工費、観光費といたしまして、50万円の増額補正をする ものでございます。

内容といたしましては、観光ボランティアガイドさんが周遊コースとして実施されております、淡輪の史跡めぐりコースというのがございます。そのコース上にトイレがなく困っていると、岬町観光協会及び岬町観光ボランティア協会の連名で要望をいただき、観光客を受け入れるための環境整備が必要ということから、その設計費用について増額補正をするものでございます。

設置を計画している箇所につきましては、4ページをご参照ください。

コース自体は、淡輪駅からみさき公園にかけてのコースになっておりますが、その途中 の地点であります船守神社の境内地ということになってございます。詳細はこれからにな ってございます。

1ページにお戻りください。

続きまして、7商工費、1商工費、海釣り公園事業費といたしまして、100万円の増額補正をするものでございます。

内容といたしましては、指定管理者より、より多くの方に海釣り公園にお越しいただき、地元との共存共栄を実現する地域振興施設とするため、対処したいと支援の要望がされ、協議の結果、措置することとなったものであります。具体的には、地域との連携の考え方において、施設利用客の自動車交通の集中によりまして、生活者への通行に影響を与えていることや海域の占用、海中へのごみの落下など、海域環境保全への影響も与えており、地域住民には相当な理解と協力が必要であります。このような中、地域の協力に対して、自治区の活動の支援や魚組が行う海の環境保全活動の支援をしたいとのことであります。この考えによる支援については、開園前から地域と話し合いがされ、これまではまだ実施されたことがありませんが、本年度より措置するものと考えています。なお、補助の原資といたしましては、指定管理者から町に納付をいただいております利用料収入に対する納付金の一部を、運営円滑化補助金としてこれに充てたいと考えております。また、補助金として措置いたしますのは、指定管理の残期間となっております2年間と定めております。そして、新たな指定管理期間となる平成30年度からは、基本協定に規定されています利用料収入の率を見直すということで、施設の円滑な運営に努めてまいりたいと考えており

ます。

反保委員長 中谷課長。

中谷土木下水道課長 続きまして、8土木費、4都市計画費、下水道特別会計繰出金としまして、 280万9,000円を減額補正するものです。

内容としましては、職員の人事異動等に係る特別会計支弁人件費の調整に伴うものです。 反保委員長 寺田課長。

寺田地方創生企画政策担当課長 続きまして、2ページをごらんください。

2公園費、多目的公園整備事業といたしまして、プラス、マイナス559万2,000 円の費目更正に伴う組み替え補正をするものです。

内容といたしましては、多奈川地区多目的公園の広場整備事業を進めておりますが、スポーツ団体から要望のあった、ラグビー施設、サッカー施設の整備を行うため、工事請負費の一部を、備品購入費の庁用器具費として予算の組み替えを行うものです。

庁用器具費の内容ですが、ラグビーゴール、サッカーゴール、ベンチ、フラッグポール、 ゴールネットなどの備品購入となります。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして、60万9,000円を減額補正するものです。

反保委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。 竹原委員。

竹原委員 何個かありますけど、順番にいかせてもらおうと思います。

1ページの観光費の、船守神社内便所設置に伴うもので、今年度50万円上がっていますが、これは50万円でトイレの改装をするということになるのか。それか建て直すための設計をするということなのか。ちょっと確認させてもらいたいなと思います。お願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 竹原議員の質問にお答えさせていただきます。

この補正でお願いしています50万円は設計業務委託料となっています。実施設計をするための経費となってございます。

反保委員長 竹原委員。

竹原委員 それでは、一つ確認として、観光ボランティアさんたちから要望書が上がってきて、検 討していただいているのはとてもありがたい話で、岬町の観光に寄与するものかなと思う んですけれども、今のこのタイムスケジュールでいったら、最短でいつぐらいにできるの かなと思うんですけれど、その辺はどのように考えておられますか。お願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長お答えします。

今年度、この補正予算で設計業務委託料を承認いただきましたら、その後工事費については、当初予算でお願いする予定になってございまして、それからの契約、竣工となってございます。

反保委員長 竹原委員。

竹原委員 それは、そしたら、また3月の議会でお聞きするようにします。

続きまして、次の海釣り公園事業費のことですが、運営管理者との協議というところを、 もう少し具体的にどういった話になったのかというのを、今の説明では、表面だけしゃべ ってもらったのかなと思うんですけれど、どのような話し合いだったのかなと思いますの で、よろしくお願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長お答えいたします。

指定管理者と、2年ほど前から協議を重ねてきておりまして、利用料金の納付率について、地元自治区小島漁協さんには、開園当初から協力をいただいており、地元の協力があっての施設運営ができているということをご理解いただきたい。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 先ほど、担当のほうからお答えしたように、2年ほど前から指定管理者のほうから、利用料金の納付率の改正に伴って、地元自治区とか小島漁協への還元をしたいということでご要望を受けた状況でございます。その要望に対して、協議を重ねてきた状況がございまして、基本的にその海釣り公園というのは、関西国際空港建設に伴う騒音対策であったりとか、漁業振興及び地域振興などを目的とした事業で出発してございまして、地元自治区及び漁業組合の理解と協力により、実現した状況がございます。漁場の提供であるとか、あるいは海釣り公園の誘致に対して地元の協力であるとか、そういう状況で海釣り公園が設置されたもので、これまで指定管理者のほうで運営をしていただいて、黒字経営の状況で推移し、町への納付金につきましても、一括してというのがちょっと遅れたこともございますが、納付金として納付され、町財政とか地域振興に寄与していただいた状況もございまして、その海釣り公園の管理運営には、地元自治区及び漁業組合の協力が大

きな要素となって、経営がなされてきているという状況もございまして、近年、来客数が減少してきて、有効な対策を講じる必要があるという理解のもとで、その経費を指定管理者のほうに一方的に負担させるというのは事業の目的と異なること、これまで漁業組合とか地元の協力によって、事業を推進してきているという状況もございますので、今後においても、海釣り公園を維持していくためには、地元との共存共栄が不可欠な状況でございまして、地元や自治区に対しまして、施設周辺の草刈りであるとか清掃、それから漁業組合においては、海の清掃活動とか稚魚の放流、間伐魚礁の設置など、そういう補助を出していくことが適当と考えまして、今回、管理運営円滑補助金ということで、計上させていただいたという状況でございます。

反保委員長 竹原委員。

竹原委員 今の話でしたら、黒字経営のうちは、特に何とかやりくりをしていただいていましたが、 今回、円滑化補助金を出すということは、そこの指定管理者が赤字の経営になってしまっ たということでよろしいんでしょうか。額がわからないというんですか、黒字がどれだけ あって、今の赤字がどれだけあってというのがわからないところで、その辺をきちっと報 告を担当課で受けておられるのかどうかというのを、知っているのか知らないのかという ことをちょっとお願いしたいなと思います。

反保委員長 木下部長。

本下都市整備部長 現在、経営状況につきましては、事業委員会のほうで、半期、半期といいますか6カ月に1回ほど、この9月もこの後協議会のほうで、経営状況等をご説明させていただく状況でございますが、基本的にこれまで黒字でずっと推移しておりますが、利用客数が減ってきている状況で、収入も減ってきている状況にはなっております。ただ、言われている赤字という状況では今はないんですけれども、今後を見た場合に、何らかの対策を講じていく必要があるというところから、やはり、今これまでの地元の協力によって成り立ってきているわけですから、その辺をもう少し補助金を出して活用していただいて、集客を図って、増収につなげていくということを考えているところでございます。

反保委員長 竹原委員。

竹原委員 今のご答弁では、将来に向けて、事業所の体力を維持しておかないとというような形かな。そういうように聞こえたんですが、我がまちはですね、前年のバス事業で、もう少し補助金を上積みしておいたら、もう1年続けてもらったん違うかなということもあって、事業所自体に体力がなかったら、最後まで務めてもらえないという懸念もあるのかな。

このようには思うんですけれども、今回、100万円となっているんですけれども、今年度よりあと2年残っているということなので、その額については、また、そのときそのときによって検討する。今回は100万円ですけれども次年度はまた金額が変動する。それはどのように考えられておられますか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 この補助金につきましては、先ほど、担当からご説明させていただいたように、 平成28年、平成29年の2カ年としてございまして、指定管理のほうも、その年度で新 たな指定管理となる状況になるんですけれども、その折、納付率の改正について、指定管 理者のほうと協議をして、平成30年度といいますか、新たな指定管理が始まるときに、 料金等改定を協議して、検討してまいりたいというところでございます。

反保委員長 田代町長。

田代町長補足をさせていただきます。今の説明では、委員さんとしては、ちょっと理解しにくい かなと思います。といいますのは、これはもう2年ほど前というよりも、指定管理者が受 けて後に、いろいろ行政のほうに問題点の提議があったというように聞いております。そ の中で、2年ほど前に正式に申し入れがございました。というのは、小島の海釣り公園は、 やっぱり関空の工事に当たっての、地域対策ということで作られた施設ということについ て、まず理解をしていただきたいということで、双方でこれは意思統一はできているんで すけれども、ただ、今までは経営状況が、どっちかいうたら右肩上がりにきていたという こともあって、指定管理者のほうが、今まで地元の対策、漁業組合の対策、これは全て売 り上げの中からやってきたと。例えば駐車場がない、車の台数が増えて、駐車場も限られ た中でやってきた。しかし、それではもう間に合わないということで、民間の土地を借り て駐車場にしたと、そういうことも全て指定管理者の負担でやってきた。しかし、今ここ にきて、売り上げも減少する中で、どうしてもやはり地元対策が非常に苦しいと、という のは、まず一つは、漁業組合に対しては、もちろん漁場の提供というのは、これは当初の 契約の中にありますけれども、その中で、例えば、釣り客が糸やハリスを落としてしまっ たりいろいろなことで、もうしょっちゅう海を掃除しないと、魚が釣れない状況にあって、 そういった掃除とか、例えば、回遊魚をするための稚魚放流、そういうことも全て漁業組 合がやってきた。だから海にかかわる問題については、ほとんど漁業組合にお世話になっ てきたということで、その中で、漁業組合のほうから、何らメリットがひとつもないじゃ ないかと、ああいうものを持ってきても、結果的には地元は迷惑するやないかというよう

なことがあって、組合からのそういうタウンミーティングでも、私に対するきつい要望があったんですけれども、それから地元についてはごみを放る、草は刈る、それで、そういう津波の安全対策も指定管理者がやってきたり、そういうことで、地元にある一定の還元もひとつもやっていないということから、議論に議論を重ねた中で、協定の見直しということをやってくれということがあったんですよね。今、利用料金の10%をいただいているんですけれども、それを何とか引き下げてくれということがあったんですけれども、5年間という協定があるものですからそれはできない。できるできないでお互いに押し問答をやる中で、最終的に今、部長のほうから、平成30年度の新たな指定管理者制度を、また、次の契約更新になるときに、また、そのときはそのときできっちり見直していこうと。しかし、当面、今やっている毎年については、一度見直して、それで指定管理者が地元漁業組合、また、地元に還元をしてもらうと、そういう対策は全てやってもらおうということで、今回、利用料金の中から100万円を、双方50万円、50万円になるか、また、60万円、40万円になるかは別として、指定管理者のほうで地元対策をしっかり、漁業対策もやってもらうということで、今回そういった補助金という制度を設けさせていただきたいということなんです。その辺をご理解賜りたいなと思います。

それから、先ほどトイレの問題が、ちょっとバックして申しわけない。答弁が少し漏れているかなと思うんですが、実は、これはバスの乗り合いの運転手さんとか、バスが小島の停留所でとまるのですよね。そのときにトイレがないということで、今、小島の仮設トイレを使っているということもあって、そういう双方いろんな環境整備をやらないかんということで、一概に観光だけでやるのかというのじゃなしに、そういうことも不都合なことが起きているということで、合わせて今後、事業をやっていきたいと理解していただきたいと、このように思います。

反保委員長 竹原委員。

竹原委員 ここの補正予算に上がってくるということは、かなり急を要している補助金だというようには理解しております。額についてどうこうと言うんじゃなしに、当初の契約の5年間という中で、もう5年間の契約を結んだ、すぐ先に2年前に要望書が上がってきて、その中で、今まで何とかなしでいっとって、今回と次年度と100万円ずつということになるのかな。とても地元のことなので何とも言えないんですけどね、この辺また別の委員さんからも質問があると思いますので、じっくりと聞かせてもらおうと思います。また、町長、後から言ってもらった公衆便所の件は、自分が質問したのは船守神社の件だったので、小

島漁港のほうの便所のことは、自分もたまに行かせてもらうので理解しておりますので、 その辺は大丈夫です。

一旦、質問を終わります。

反保委員長 ほかに、ございませんか。

田島委員。

田島委員 竹原委員と質問が重複するかわかりませんけれど、ちょっと違った角度からお尋ねした いと思います。

この案件については、かなり歴史があると思うんですわ。歴史的なことを申し上げんと、 今日のこの部分についてだけ質疑というのはおかしい話で、当然、立場が違いますので、 町長は執行権の発動をすると、私ら議員は、やはりチェック機構のチェック権利を発動す ると。こういう場の土俵の中でのお話になると思うんです。やっぱり、私ら議員としてチ エック機能を果たさんと、何のために住民代表であるのかと、町長も、また、岬町発展の ために、住民の税金をやっぱり町政運営に発展させるという努力をされている。この中で 議論が醸し出されたと思うんですわ。もともとこの事業は、古い話ですけれども、関空の 土取りから始まった時点で、問題は小島地区の地域発展のために何か作ってくれというこ とで、地元からの要望もあり、そういう搬出桟橋の跡地利用で岬町が府からの移管を受け て、そういう釣り公園に整備して、そして町の施設として運営してきたわけで、その当時 いろいろ議論がありました。釣り公園の事業建設について、やはり、やる勇気とやめる勇 気の議論、大変紛糾しました。やっぱり反対する方は、今後の釣り公園の維持管理運営を 心配して反対する。しかし、賛成する方は、小島地区の岬町地域発展のために何か目玉が ないかということで、これが一番いいということでやった議論の中で、私は、やめる勇気 がないのかということを質問させてもらって、当時の町長にね。こういう大きな事業を作 ってしまったら、今度、整理するのに何億円というお金が要るわけですね。それを心配し て私は心が小さいので、もうそれよりやめといたらという意見を言わせてもらって、当時 の担当部長に、もし赤字が出た場合、補助金を出す場合についたらどうするんだと、やは り一般会計で補填はあかんでと私は言ったはず。いや、それは黒字になります。一般会計 の補填は使いませんと、当時の部長はそうおっしゃって退職された。また、次の部長も退 職しているんですけれども、かなり頭を痛められて、かなり努力して地元との協議をされ て、本当に町所有の施設を建設的に運営しようという努力は、かなり私もわかっています。 そして、今日、木下部長が跡を継いでやっているんですけれども、やっぱり、これには町

の施設所有者として、そして町の施設を管理されて運営される地元の方との協議、努力、 これが、スムーズにいっていたようですけれども、やっぱりお客さんの出入りというのは、 これ、商売というのは水もので、幾ら机上の計算をしても、このぐらいの経営で赤字が出 ないというのは計算やけれども、やっぱり異常気象もあるし、そして、やっぱり釣り客の 衰退もあるし、それは恐らく収益が落ちていると思うんです。それは経営はしんどいと思 う。そやから、やはり、今の補助金をしてくれへんかということで、窓口には頻繁にあっ たと思うんです。しかし、補助金を出すに当たったら町の施設の指定管理者制度に、町の 施設の部分と言ったら釣り公園だけじゃないんです。今度、年度末にはオープンする道の 駅もあるんです。小さく言えばアップル館もあります。そやから、補助金の使い道につい ては公平な使い道をせんと、私らチェック者として、やっぱりおかしいぞということです ね。しかし、本当に経営がしんどかったらしんどいで、やっぱり町の施設の所有者として、 指定管理者にこれから努力するにはどれぐらいの運営資金が要るのだという協議をして、 正当なそういう補助金を出していただいたら、私は反対しません。やっぱり、そこの町の 施設の所有者と、その施設を運営する方の運営努力が伴わんと、私らは、そうかと言って、 いとも簡単に賛成はできないわけです。ということで、今回この100万円の部分につい て、釣り公園の管理運営の円滑な運営の補助というのですけれども、これは釣り公園にな っているんですね。先ほどトイレの話が出たんですけれど、これは地域整備の話で釣り公 園じゃないと思うんです。トイレはトイレ、これは地域整備の部分で所管が違うと思うん ですよ。やっぱり、釣り公園というのは指定管理者の釣り公園の運営の部分になってくる。 これは地域とまたかけ離れたことにしていただかないと、やっぱり、私らチェックする者 としたら、ちょっとおかしな誤解を招くおそれもありますので、その点にちょっと配慮し てほしいのと、今回、円滑な指定管理の部分について、担当の窓口さん、悪いけれども支 障ない限りどういう要望があって、円滑な運営をしたいのでこうしてくださいということ の申し入れがあったはずです。そして、担当窓口としたら、そういうようなことを検証し て判断して、そして財政のほうにはどのような言い方で、財政出動の要求をされたのか。 この二点ちょっとお聞きしたいんです。実情を。

反保委員長 木下部長。

本下都市整備部長 先ほど、町長のほうからも答弁いただいたように、その辺、地元の自治区であるとか漁業組合さんの協力で、ずっと成り立ってきている状況なんですが、先ほどもお答えしたように、その辺の還元がなかなかなされてない状況の中で、その辺がスムーズにい

かない。その辺をスムーズにいくために、そういう補助金を出すことによって、とっとパークが利用客数が増えてきて、収入も上がってきて相乗的な効果があらわれて、とっとパークも利用収入が上がっていくという状況になれば、先ほどのように、財政のほうへの話ですが、そういう増収によって、1次一般財源を投入させていただくんですが、その投入することによって効果があらわれて、増収につながればというところで、ご理解をいただいたという状況でございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 一番心配しますのは、結局、その補助金の問題で、一番大きな補助金は、過去3,00 0万円のあの休憩所ね、そういう建設のための補助金を出しているわけですね。それで、 今回、額は小さいですけれども補助金を出す。やはり、申請すればお願いすれば補助金を いただけるという、こういう事実を余りこしらえればよくないと思うんです。そして、入 園料の一部から出すとおっしゃったんですけれども、これは別と思うんですよ。入園料に ついては、結局、今後、大規模改修するメンテの部分についての基金化をせなあかんとい う部分ですね、その一部から出して入園料を削れば、結局、毎年の基金額が減るんじゃな いですかな。ですから、それも踏まえて考えないと、やっぱり入園料をいただいた、こっ ちのほうに納めていただいたお金は、やはり手をつけずにきちっとしてやらんと。そして、 足らない分はもう一度、指定管理者の方に努力してくださいよと再三申し入れても、向こ うがもうね、汗も出ないぐらいまで努力しているんだったら、これは町としてほっといて はだめですよ。やっぱり町の大切な施設ですから、やはり町発展のためにはこの施設を運 営していただかなあかんので、もう余り細かく言いたくないのですけれども、もう一度こ の100万円の補助金を出すのは、私は今回は認めます。反対はしません。認めますけれ ども、今後、努力してくださいよと、その努力の汗がなくなったら、もう町としたら考え ますよと。やっぱり強い口調で、営業してくださいよということをきつく言わないと、こ れが一番大事な話で、もっと営業してお客さん呼んでくださいよと。それは無理な話です わ、今もう釣り人口というのは減ってきているし、そして、人口減少で若者も少なくなっ ている。そういうことで営業は大変なのはわかっています。しかし、わかっているんです から努力してくださいよと、もう一度、部長ね、担当窓口としたら、やっぱり、ひざ突き 合わせて、もうこれ以上出せませんよと努力してくださいよと、いろんな面でお願いして くださいよ。それは部長の仕事やね、やっぱり部長の仕事で、財政も部長を信用して執行 するんやから、それで町長もやっぱりそのかわり出してやれということになっているので、 再三お会いして、ぶっちゃけてもうこの施設を壊したくないんやから努力してくださいよと、町もいざとなったら応援するから、しかし細かい補正は、ちょっと補助金は堪忍してくれよと。そのぐらいのことを言っておかんとあきませんよ。言ってきたら、はい、はい、言うてやることは、やっていないと思うんやけれども、そう捉えられたら困るよ。これからチェックとして、これからやさしくないと思いますよ。今回、私は、ある程度お話を聞いて理解はして賛同するけれども、次からはそういうわけにいきませんよ。ということで、もう一度、指定管理者とお話して、運営を上手にしてくださいよと。向こうはプロやけれどもお願いしますいうて、そのぐらい一つ、部長、交渉しておいてください。もうできますか。

反保委員長 田代町長。

田代町長ありがたい委員さんの発言をいただいたんですけれども、これについては、昨年も私、 運営協議会の中に入りまして、それで管理者の言い分、また、町側の考え方、お互いひざ を突き合わせていろいろ話をしました。そんな中で、やはり漁業組合、地元への負担、そ ういったものをかなりご負担をかけているかなという感じがします。現在、施設ピアッツ ァ5にしても海水浴場にしてもバスにしても、全て指定管理者から町のほうへの繰り入れ はしてもらっていませんけれども、小島については、やはり売り上げの中から基金として 700万円、毎年繰り入れをしていただいているし、そして利用料金の10%、約500 万円、結果的に1、000万円の売上収入をいただいているわけで、ここに当初の契約に 無理があったのじゃないかなというのは感じます。というのは、やはり、先ほど委員おっ しゃるように、釣り人口がどんどん減ってきております。当初の計算とは全く違うのかな と思います。それで、今度は費用の面はいっぱいいろいろ駐車場やいろんなものに費用が かかってくる。そうしたことで、多分、契約の協定のいろんな内容を平成30年度には見 直す必要があるかなということで、当面、今の置かれている課題を解決するために、10 0万円という計上をさせていただいております。だから平成30年の契約のときには、し っかりとその辺の協定の見直しも含めて、どうやったら指定管理者の方にうまくやってい ただけるか。町が指定管理者の努力によって、どれだけ還元してもらえるか。そういうこ ともつぶさに検討していきたいと、このように思っていますので、ただ、今、指定管理者 が地元対策を非常に苦慮しているということについてはご理解を賜りたい。このように思 っております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 了解しました。町長の先ほどの、次回に見直すというご答弁をいただきましたので、一つ、そういうことを要望いたしまして、私は今回、良といたします。結構です。 反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 先ほど、田島委員さんから、補助金の原資といいますか、原資になる部分はということで、基本的には、その施設整備の大規模修繕とか、それで基金として置いておく分から、それを原資とするものではなくて、一般会計にいく利用料金に係る部分について、原資とさせていただくというところでございます。

反保委員長 田島委員。

松尾委員 何点か質問させていただきたいと思います。

まずは、船守神社の周辺のトイレに係る、設計業務委託料ということですけれども、すみません、私、聞き逃していたかもしれないですけれど、船守神社は多分既存の便所があるかなと思う。結構、老朽化していると思うんですけれど、そこを改装するようなこの委託料なのか。それとも、また、別で新たに建て替えるよと、もしくは建てますよということの設計業務委託料なのかというのをお聞きしたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長お答えいたします。

既存に境内地内にあるものとは別に考えています。公共性から公衆トイレが必要だとい う判断をしておりますので、それとは別のものです。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 別ということで、そしたら規模的には、例えば、男女幾つ便器を配置しているとかとい うのは、そこまでは考えておられますか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 今年中に、地元の要望をお聞きする機会を設けておりまして、詳細は今後のことになります。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 承知しました。

次に、海釣り公園管理運営円滑化補助金についてなんですけれども、私、すみません、 この納付利用料ですよね、というのが2年前に改正されたその推移、2年前以前とかで今 に至るまでの推移。それをちょっとお聞きできますか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長お答えします。

利用料収入の率は、基本協定で定められておりまして、当初から率自体は改定しておらず、10%のまま現在まできているということです。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 2年前に確か改正されたと言われたと思うんですけれど、前から10%に決まっていて、 ずっと10%であれば改正されていないと思うんですよ。そのあたりはいかがですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長お答えします。

改定されたのではなく、改定の要望があったということです。 2年ほど前から改定の要望があって、協議をしているというところです。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 ちょっとまだ理解できないんですけれど、2年前に改定をしてくださいと指定管理者から要望があったと。けれども、まだ、その改正はされていないということですね。あと、 今まで利用料というのは、しっかりと指定管理事業者から町に対して納付されているということで間違いないですかね。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長お答えします。

おっしゃられているとおりでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 今回、見直しとともに、町に対して何らかの補助ということで要望がされたということですね。町長も出席されてということだと思うんですけれども、その話し合いのときに、例えば、何度もそうなんですけれども、民間でもそうですけれども、こうだからこれだけの補助を欲しいんだということの要望をするときに、例えば、今後の事業の計画がこうであったりとか、あと、今の経営状況がこうであるとかという、例えば、決算書だったりとか、あと、事業計画書というのは、指定管理事業者から提示されたかどうかというのをお聞きしたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長お答えいたします。

事業計画書につきましては、年度ごとに提出していただくことになっておりまして、毎年度、提出いただいております。その際に、収支計画もつけていただくことになっておりまして、決算書についても提出いただいております。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 その中で、まちとして、例えば、経営が健全であるかどうかという、今回は健全だという判断はされてのことでよろしいですか。というのは、我々がそうしておっしゃられたとしても、その理由というか、やっぱり我々も経営がちゃんと健全で推移されているのかどうかという判断が、ここではなかなかできないものですから、もちろん、そのご苦労というのは重々承知なんですけれども、そのあたりの判断材料として今は欠けるかなと思っていまして、できればそういう事業計画書だったり決算書というのを我々もちょっと見ないと、それが正当かどうかというのがなかなか判断できないのかなというところがありまして、そのあたり、まちとしてどうなのかな。ちょっとその判断された今までのいきさつというのをお聞きできたらと思うんですけれど。

反保委員長 木下部長。

本下都市整備部長 とっとパークの経営状況につきまして、今回の議会でも、このあと、協議会の ほうでも説明させていただきますけれども、毎年2回、状況等を説明させていただいている状況でございます。特に、その経営の状況からいいましたら、資金繰りの状況というのですか、以前も、本来でしたら一括して納入いただかないとだめな納付金につきまして、 どうしても2回になるとか、その辺はあるんですけれども、その辺は事業者に対しても、何とか一括できるような方法等も、検討してほしいというようなお話とか、いろいろさせていただいている状況でございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 判断するほうにとっては、例えば、だからこうだという落としどころというのがなかな か見えないと、やっぱりゴーできない部分というのがあると思うんです。要は、例えば、 経費の試算だったりとか、先ほど言われたような海底の掃除だったりとか、いろんな経費 がかかっていると思うんですよね。あと人件費がどうなのかというところで、総合的に、 例えば、そこで見直しできる部分というのはあるかもしれないですよね。補助金を出す前 に、いうたら経営を健全化できるような方策があるかもしれない。そこで、また、利益を もうちょっと上げられるような方策もできるかもしれないですよね。そういうところがま だ一旦はなされたかどうかというのも、やっぱり我々はわからないわけですよね。今回こ

ういう形で2年間ずっと協議されてきたということで、我々としては、ご苦労もわかっていますので、そんな反対するものではないんですけれど、今後もし我々も判断するほうとしては、やっぱり資料というのが、なかなか足らない部分というのはあると思うんですよ。判断するときにはね。そういうところも、やっぱりもうちょっとクリアにしてもらえたらぱぱっといけるのかなと、判断できるのかなと思うところがありまして、私としては、そこをちょっと要望しておきたいなと。要は、その補助金を出す前の手だてというのはもうちょっとあるのではないかとか、そういうところももうちょっと検討していただきたいなと。したならもちろんあれですけれども、そのあたりもちょっと踏まえて判断いただきたいな。我々はそういうように考えております。

あと、これを行うとしてね、2年間ですよね、これ。2年間だと思うんですけれど、例 えば、単年で契約して、都度都度見直しというのは考えられてなかったのかどうかをお聞 きしたいなと思います。

反保委員長 木下部長。

本下都市整備部長 基本的に、ご説明させていただいているように、指定管理者のほうからは、利用料金の納付率の引き下げをご要望されておられまして、基本的にその改定につきましては、先ほども答弁させていただいていますけれども、契約期間でもあるので改定はできない状況になってございまして、その対応として補助金という形で、次回の契約時には、指定管理の時期には見直すということで、協議をしたものでございまして、基本的には一括して、本来はそのパーセンテージの引き下げを望まれていた状況もあって、基本的には2カ年、単年単年にはなるんですけれども、その2カ年について、100万円、100万円という形で協議をさせていただいたという状況でございます。

反保委員長 田代町長。

田代町長 私のほうから補足をします。

この件については、以前から委員会等のいろんな課題があって、皆さん方にお示しをさせていただいている。ただ、今、松尾委員のおっしゃっているのは、100万円に対する中身の問題を多分おっしゃっているのかなと思います。いわば積算根拠とかそういったものをおっしゃっている。これは積算根拠はある程度あります。ただ、それを表に全部赤裸々に出したとした場合に、漁業権の問題をどうするか。漁場の提供はしていただいているけれども、例えば、指定管理者の方が、明日からもう指定管理者は申しわけないけれどと返上をされた場合に、誰があそこを管理するのかという問題に派生してくる可能性が高

い。ですから、ことごとく会議の中で私が感じているのは、もうこれ以上こんなしんどい ことはやりたくないよという言葉が端々に出てきているかなと思います。そのときに漁業 権をお返しした場合に、全く海釣り公園としての機能が体をなさないと。そうなった場合 に、結果的に地域の発展のためにつくった海釣り公園が無駄になる。そのことを考えると 10%がいいのか、8%がいいのか、7%がいいのかという議論をするときに、どんな問 題があって、どうしんどいのかという中身もつぶさに検討しました。恐らく今の700万 円出している基金も、恐らくもらえなくなるだろうという判断も私もしています。10% の利用料金も、むしろもらえなくなるんじゃないかという、経営状況がそこまでしんどい ところへきているんじゃないかなというのがあります。例えば、前のドームも建設した。 このときもかなりの補助金を町から出したのも、基金の中から補助金を出したというのは、 つまり指定管理者が汗をかいて頑張った基金を、我々はその中から返したわけであって、 一般会計から町民の税金を持ち出したのではないということは理解していただきたい。基 金でも利用料金でも一旦、町に入るわけですから、入ったらやっぱり公金なんですよね。 ですから、これは貴重な公金ですから、慎重にこの100万円については検討に検討を重 ねてきました。例えば、魚礁をどうしてくれるんだと、ある組合員さんに物すごく怒られ ました。町長、あんたはいろんな海の海底の掃除とかあんなことばかり言ってるけれども、 魚礁を作っていることをあんたは知っているのかと、ここまで私は言われたけれども全く 知らなかった。その魚礁でも1基据えるのに30万円、50万円要る。だから、やっぱり 漁業組合の人は、50万円やったらもう既に使ってしまうような状況ですから、我々とし ては、売り上げの何%で辛抱してもらおうじゃないかということで、例えば、2%が妥当 か3%が妥当かで大分、それで2年間かかったというのが事実です。最終的に5年後に、 平成30年度にしっかりと我々が見直していくと。その間、大変だろうけれども、一応こ のパーセンテージで辛抱してもらおうじゃないかということで落ちついたということをご 理解していただきたい。中身については、十分細かい数字は担当が持っていると思います。 それは、また、必要であれば議長宛に出させてもらってもいいかなと、このように思って います。例えば、指定管理者はもう既に、もうどなたかやってくれよというところまで追 い込まれているのじゃないかなというのが、私のこの前の会議の推察ですね。その辺の気 を酌んでいただきたいと思います。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 町長みずからご説明いただきまして、ちょっと内容がわかってきたかなと思います。

運営が苦しいということが端々に出てきたかなと思いまして、今後このあと、協議会で多分ご説明されると思うんですけれども、利用客の減少というのは大きな問題であると。その要因って結構いろいろあると思うんですね、やっぱり近場でも釣りができる釣り公園があったりとか、ほかでもあったりとかというところで、利用客の取り合いがあったりとか、そもそも釣りをする人が減ってきたとかいろいろあると思うんで、その中で、海釣りね、とっとパークをずっと経営していくかどうかという、その判断期にもきているのかなと思いますので、そのあたり結構大きな問題になってくる。道の駅もそうですけれども、そういうところになってきているのかなと、今すごく感じていますので、今後、我々もそういうところを、注視していかないといけないのかなと思いましたので、この件は結構です。

反保委員長 和田委員。

和田委員 今ちょっと町長の答弁の中で、資料の件で議長に提出と言うたん、ちょっとまだそこまで議会のほうはまだ決まっていないので、議長のほうへ提出してもらうとかというのは、 それはちょっと撤回しておいてほしいんやけれど、どんなふうに思っておりますか。 反保委員長 田代町長。

田代町長 舌足らずですみません。今、委員の質問に対して、中身の具体的な検討はしたのかと、 それがあったらというご質問だったので、それが必要であれば、うちらが検討したものは 出させてもらってもいいですよということを申し上げただけであって、それを委員さんが 必要ないということであればいいんですけれども、委員さんに、これはもう当然、正式の 会議ですので、そこで資料要求があれば、私どもは提出したいと思っています。

反保委員長 和田委員。

和田委員 聞き間違ったのかわかれへんけれど、議長をと聞こえたので、議長に提出だからと聞き よったんやけれど、そうでなかったから。

反保委員長 田代町長。

田代町長 本会議でも委員会でも、もし資料請求があった場合は、議長を通じて委員長さんに出す とか、本人さんに出すようになっているかと思ったので、そう言わせてもらったんです。 すみません。

反保委員長 和田委員。

和田委員 ちょっとね、悪いけどね、しつこく言うたんやけど、まだ協議中やってね、それがまだ 決まっていないんで、それだけちょっと訂正しておいてほしいんで。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 そしたら、要望させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 反保委員長 よろしいですか。

田島委員。

田島委員 ちょっと松尾委員の関連ですけれど、今回この補正予算書を見て、備考欄でこれだけの 説明では、恐らく今回こういう質問は出るということは私は予測しとったんですわ。ということで、やっぱり説明がちょっと内容的に乏しいので、委員さんが質問したと思うんです。そやから、今、説明、皆さん方の受けた中では大体、内容的にやっぱり事業者が苦しい。そして大変ということは理解できたので、一つね、指定管理者に対する事務監査的なことは、やはり余りやっているところはないと思うんです。やらないと思うんです。しかし、事業報告程度を恐らく担当部長にお願いしたいのは、事業報告等々を、逐次いただいて、そして、今日答弁したようなお話をペーパーにして配ればね、資料として。そしたら、委員さんが事前に読んだら、ああそういうことかと。そしたら要らん質問がなくなるわけですわ。ということで、やっぱり事業報告書ぐらい逐次、地元の指定管理者とお話して、経営状態はどうですかとか、そういう事業報告書を作って委員会に提出を求めたいのですわ。そして、一つお伺いしたいのは、この指定管理者に対しては、事務的な監査は別として、補助金を執行した場合は、恐らく監査しないといかんと思うんですけれども、この点、担当部局の方がおりましたら、その点、法的な見解をご答弁願いたいですけれど。

反保委員長 古谷部長。

古谷総務部長 補助金の支出先には、監査ができるというような規定になっていると認識しております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 ということでね、今回、補助金を執行しますんやから、それも踏まえて事業報告と合わせて事務監査した結果を、委員会に報告していただきたい。この場をお借りして私の要望といたしますので、事業者にもその旨伝えてくださいよ。委員会でこういうことが決定しましたので一つお願いできますかという、やっぱり、できるからといって余り土足で上がってそういうね、施設を守ってくれている事業者にはそういう負担をかけないように、一つお願いしますという立場で申し入れておいてください。委員会で決定しましたので、委員会でこういう質問があったので、こういう答弁をしましたということで、今後、また、事業報告なり補助金の監査の結果について、報告してくださいよということを、窓口の方お願いしておきますよ。お願いできますか、事業者に。答弁してください。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長お答えします。

委員のおっしゃられるとおりに進めてまいりたいと考えています。

反保委員長 田代町長。

田代町長 再三、発言して申しわけないんですけれど、松尾委員さんは、この100万円に対しての算出根拠を要望されているんであって、だから、その補助金を出した中身の監査は、また、別にとらまえていただきたい。いつも通常、監査へはちゃんと出していますので、ただ、この委員会で、松尾委員は100万円の根拠、これは当然、委員さんとして言われて当然のことだと思いますので、それについて算出根拠、パーセンテージで出したのかどうだったか、先ほど申しましたとおりで、それはきちっと出させてもらう。おそらくかなりのオーバーが出たものは、この辺でということで折り合いをつけたかのように、私も思っているんですけれども、そのことですので、よろしくお願いしたいと思います。

反保委員長 田島委員。

田島委員 そういう意図で補足したんじゃないんです。これは別の問題で、次回に出してくださいという要望をしていませんので、担当課としたら、そういう事業報告なり事務監査的なことをしておいてくださいよということだ。今後のためにしておいてください。委員会に出してくださいと言って私、要望していません。してくださいよという要望ですので一つ誤解のないように、質問されてもすぐに答弁できるようにね。やっぱり、そういう計画なりそういう資料を整えておいてくださいよというお願いですので、出してくださいではないですよ、誤解せんといてください。

反保委員長 質疑ございませんか。

木下部長。

木下都市整備部長 指定管理者のほうから、月末に一応、事業報告という形で報告を受けております。その都度、確認させていただいている状況でございまして、補足させていただきます。 反保委員長 田島委員。

田島委員 今、部長がそうおっしゃっている。毎月出してくれていると。そしたら年4回、委員会もありますので、その都度東ねて報告してくださいよ。2カ月に1回かな。半年に1回かな。その程度で結構です。できる範囲内で結構です。事業報告を報告してくださいということを要望しておきます。

反保委員長 田島委員さんにね、今、副委員長からね、資料に近いものが今回も出ていると。そう

いう資料というのは、これ以上のものを要望するのか。あるいは、この程度でいいものか。その辺はどうでしょうかという。

田島委員。

田島委員 資料の部分についての中身ですけれども、従来こうしてこういう入園とかこういう資料 は、もう既に私読んでいますので重複しますので、もうこれは割愛されても、私個人です よ、割愛していただいても結構です。みんな資料を持っているんですから。ですから、事 業報告の中身について、支障のない限り実態を報告してくださいということですので、こ ういう営業の分析類なんか結構です。事業がどれだけ苦しいかということを見たいので、 苦しかったらどうするんやと、そしたら町長もうちょっと応援してやれよと、町の施設や んかということの資料がないので、その資料を出してください。チェック機関というのは そんな意地悪じゃないんですよ。町の施設がうまいこといっているのかという、その心配 もあってチェックしているので、誤解のないように一つ部長、頼んでおきます。どんどん 事業報告は出してくださいよ。そのほうが楽と思うんです。 私らも把握できて。町の財政 もね、町の施設も大変やということを理解して質問して、賛同したり採決に加わらせても らいますので、これ出したらあかんとか、いいとかじゃないんです。もうオープンにして、 言ってください、どんどんチェックしていいものは賛同しますので、そういうことで、今 までのこの資料については要求していません。事業者との報告を受けた資料について、毎 月に報告要りませんのやったら、かためてでいいからこういう委員会のときに出してくだ さい。そうしたら見て、経営状態を指摘したりいろいろ応援したりしますので、その点よ ろしくお願いします。委員長、そういうことです。

反保委員長 はい。わかりました。

木下部長。

木下都市整備部長 先ほどお話いただいています、事業報告の件でございますけれども、内容等を 精査しまして、支障のない範囲、報告できる部分については報告させていただくように考 えてございます。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 船守神社の境内地内にトイレを、既存のものを改修するという形ではなく、新たに 設置をするという計画をお聞きいたしました。設置しようと計画されているのは、トイレ のみということでいいのか。確認をさせていただきたいと思います。

それから、そのトイレにかかわってなんですが、今年の秋、歳旦祭のときだったのか、

秋祭りのときですね、10月のときに船守神社にお伺いしまして、そのとき既存のトイレについては使用ができない。床が抜けるような危険性があって、トイレの使用に制限があったようなんです。それで、私はてっきりそこを改修するのかなと思ったんですけれど、そうでなくて、単独で敷地内につくりますということをお聞きしましたので、既存のものを改修するのではなく、独立したものを作るというようになったいきさつがあればお聞きしておきたいと思います。

ちょっと先にその船守神社の公衆トイレの件をお願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長お答えいたします。

既存のトイレは、その施設の所有のものでございまして、そちらのほうは、そちらの管理でお願いするということで、撤去の方針と聞いておりますが、今回、私どもで設置するのは、公共性から必要だと判断して、公衆トイレを設置する予定になっていまして、要望内容が、観光協会さんと観光ボランティアさんからの実施するコース上に設けてほしいというご要望でございまして、船守神社さんが無償借地を快く引き受けていただきましたので、そこに新設しようとするものになってございます。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 はじめの説明の中で、観光協会と観光ボランティアガイドのほうから、要望書が上がったということをお聞きしました。その要望内容については、トイレの設置のみが要望されていたということでよろしいのでしょうか。

反保委員長 古谷部長。

古谷総務部長 商工費の問題でございますけれども、私のほうも関係者の方々からですね、当初からいろいろとご要望をいただいて、一種、調整役として事情も把握しておりますので、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

観光関係者からは、トイレ、その他、休憩所も含めて、要望書が上がってきたという経緯がございます。町のほうとしては、神社のほうの建物の財産を触るわけにはいきませんので、境内中の一画の敷地の提供を受けて、そこに町の公衆トイレをつくろうという考えでございます。詳細は当然これから設計していくんですけれども、ある程度、熟度が高まってきましたので、今回、設計費用の予算計上をさせていただいたと。見通しということなんですけれども、神社側から提供していただける敷地については、そういう大きな敷地が提供されないなと考えておりまして、したがいまして、実際、設計していくに当たりま

しては、今後の話し合いもするんですけれども、トイレのみになるのかなという見通しでございます。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 休憩施設の必要性については、どのようにお考えなんでしょうか。町内に幾つも観 光資源と考えられるものはありますから、全体にそういうものが必要になってくるのかも しれませんが、観光協会と観光ボランティアガイドさんから要望があったということは、 その方々は町内全域についての観光資源について、よく把握をされているところだと思う んですね。それで今回、要望書として、トイレのみではなく、休憩施設も必要だというよ うな要望が上がったということは、それがもしですね、町全体の観光のガイド活動だとか そういうことに、場所的なことだとかいろんな面があると思いますけれども、必要性があ ると判断できるならば、トイレのみにとどまらない設置ということについても、考えてい く必要があるのではないのかなと、今、聞いていて考えたんですが、そのあたりはいかが なんでしょうか。

反保委員長 古谷部長。

古谷総務部長 ご指摘のとおりでございまして、関係者からも要望があるということは、そういう ものは必要だというように考えておりますし、今後も検討を続けるべきだと考えておりま す。しかしながら、今回は熟度が高まってきて、補正予算を提案させていただいておりま すのは、具体的に敷地がご提供いただける。物理的にできるのがトイレの敷地ぐらいだろ うなという見通しを申し上げたということで、ご理解をいただきたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長お答えします。

船守神社の件は、今、部長がおっしゃってくれたとおりなんですけれども、本町の観光 客の受け入れ環境整備という観点から申し上げますと、まだまだ十分に整備されていない 状況です。トイレのほか道路標識や案内看板、観光のWi-Fi環境の整備など、いろい ろなものが受け入れの環境として考えられる中に、当然、休憩所も考える必要があると思います。それらのものは財政的に、一つ作るのにもたくさんのお金が要りますし、今後も 観光協会やボランティア協会の皆さんの意見などを聞きながら、必要性の順位を考えながら検討してまいりたいと考えております。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 休憩所だけではなくて、観光客の受け入れについては、ほかにも課題があるんだと、

今、お聞きしたところでもありますので、観光協会であるとか観光ボランティアのグループの皆さんの意見もよく聞いて、また、実際に観光に来ていただいた方の意見なんかも聞いて、全町的に計画が必要なのかなという印象を受けましたので、今後、関係者の皆さんの意見等をよく聞いて、前向きにご検討いただきたい。十分なとはいかなくても、受け入れ環境の整備については、計画的に進めていっていただきたいと、この件については要望しておきたいと思います。

反保委員長 ほか、よろしいですか。

中原副委員長 何だかあちらでお話し合いをされているんですよ。この件にかかわることなんでしょうか。ちょっと待ちます。

反保委員長 ほか、いいですか。

田代町長。

田代町長おっついるように、今、岬町は観光ということに手を広げて、受け皿づくりを今やって おります。確かに観光資源が各地域にしっかりしたものがありますので、トイレのみなら ず、いろんな休憩所、立ち寄り所、そういったものをやっぱり今後は設置していく必要が あるかなと。特にトイレについては対象が多く寄ってですね、トイレがなかなか個人の家 を使用させてもらう。そういった状況の話も聞いておりますので、地域別の話をして恐縮 ですけれども、やっぱり、深日、淡輪、多奈川、孝子といったところに、そういった観光 客が訪れた場合に、いつでも飛び込んで使用ができるそういったものとか、また、観光し た後に立ち寄り所、そういったものがあったらいいなという話も聞いております。この前、 観光協会の会長さんとの話の中では、そういったことも含めて、しっかりと観光協会の中 で、一つ検討していただきたいということもお話をしております。ですから、トイレは今、 船守だけというのじゃなしに、深日には深日なりのまた観光資源、そういったことで多く の方が寄ってきていただいていますので、一番使い勝手のいい場所を選定して、今後は検 討していくことが必要かなと。こういうことを考えた中での、まず、船守神社の境内が、 人が多く祭りにしても、また、お宮参りにしても、かなり多くの方が行って、トイレがな いじゃないかという要望も受けておりますので、当面、船守神社ということにさせていた だいています。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ちなみに設置されるとすれば、その後のトイレの清掃や管理なんかについても計画 はお持ちなんでしょうか。参考までにお聞きしたいと思います。 反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えいたします。

町が設置する公衆トイレでございますので、維持管理についても、基本的には町が維持 管理していくものと考えてございます。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長海釣り公園管理運営円滑化補助金についてお尋ねをします。

先ほど来の質疑、答弁をお聞きしておりまして、大変な苦労を伴って、今日こうしてといいますか、今回の議会に一定のものを提案されたんだろうなということは、ぼんやりとですけれども推察するところであります。ちょっと協議の中で出されていたとされる、利用料収入の見直しについてお尋ねをしたいんですが、今は納付金として10%という約束を基本協定の中で交わして、それの見直しをしてほしいというのが、協議の入り口であったのかなと印象を受けているんですが、それは具体的に何%に引き下げてほしいという要望があったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、補助金というのは、基本的に事業費補助を原則にしていくというのが、もう今の運営上の考え方だと思うんです。それで、その事業費補助という限りは、100万円の根拠がやはり示されなければ同意は難しいというのが、私の考えるところなんですね。そのことについては、先ほど松尾委員からの質問もあって、一定のものを提出しようと考えているということでありましたので、恐らくこの場では、根拠をお示しくださいと言ってもご回答は難しい。得られないのかなという印象を受けました。それで、その文書でもって、一定の今回の100万円という補助金を出すに至っての根拠といいますか、そういったものは後ほど提出されるのかどうか、ちょっと何かさっききちっと決まってなかったみたいな感じはありましたけれど、私はそれの提出は、必ず提出いただきたいと思います。そうでなければ賛否を決することができませんので、ちょっとさっきの話で、松尾委員と和田委員の話で、提出をするかどうかちょっとはっきりしないところがあったように思いますので、私も改めて判断できる材料となるようなものを、ぜひいただきたいと、ちょっと待ってくださいませ。それは後ほどお願いします。それが一つ求めておきたいと思いますので、判断ができるようなものを文書でもって提出をいただけるのかどうか。その点をこの場ではお聞きしたいと思います。

それからですね、その根拠になるようなものが、説明が後になるということになりますから難しいんですけれど、一口で言って、この補助金を出すに至った理由というのは、平

たく端的に言うと経営難ということだと思うんですよ。今までのいきさつを聞いています と、ちょっと違うの。私はそう受けとめたんですけれど、これまでは一定の釣り客もあり 収入もあり、その収入の中から地元の皆さん、また、漁業組合の皆さんの献身的な貢献に 対する、一定の見返りといいますかお礼といいますか、そういうこともなされてきたのか な。ここは推察ですよ、そういうふうに思って聞いていたんです。だけど、それを事業者 として、協力者に対して一定のものをお返しする余裕がなくなったという、そういう意味 で、経営が非常に困難になってきたということなのかなというように、私、聞いていて印 象を持っているんです。ただ、この後、また、説明されるんでしょうが、事業委員会の協 議会の資料の中では、例えば、休憩施設、あのドームの建設が、平成で言いますと24年 度にされたわけですけれど、その前と後とで言いますと、利用料金の収入なんかについて は、施設設置前よりも昨年度は上昇をしている、増加をしているという実態があるわけな んですね。釣り客自体は非常に減ってきていて、深刻な状況があると思うんですが、売り 上げについては一定の努力もなされて、増えてきているのかなというような印象もあるん ですけれど、また、物品販売の収入についても、これは当然期待するとおりになったとい うことでしょうが、どうも建設する前よりも随分、売り上げは上がっているという状況が あるんですね。

私たちに示される資料というのは限られたものということにならざるを得ませんから、 指定管理者という制度を設けている以上、そうしかないんでしょうけれど、利用料収入で あるとか、物品販売の収入については、一定の売り上げの上昇も見られるということもあ りますので、それに反して経営が非常に困難になってきている要因として考えられるのは、 やはり経年劣化による経費の支出が大きいのかなと推察はするんですけど、根拠がきちん とした形で示されない限りは、何というか、よくわからないんですね、判断をするにして も。ですので、そのあたりについて、やはり納得がいく資料のお示しもいただきたいし、 説明もいただきたいと思うんです。

私は、この海釣り公園の建設当初から、その当初は先々のことを考えると非常に不安があると。特に経営面での不安があると。5年、10年、もっと先までのことを考えていったときに、経営が苦しくなると。そのときに町からの一定の支出をしなければならなくなるんじゃないかという、これは住民さんの不安の声をいただいておりましたので、それを代弁する形で、建設については賛同しかねるという立場を当初からとってまいりました。

それで、その間は例えば補正予算なんかに至りましては、一定、施設が地元への貢献と

いう目的もあって、地元の雇用も生み出しているという側面も大いにありますから、また 地元のにぎわいのもとにもなっているということもありますので、そういった目的の達成 のためには都度都度の補正予算には賛同してきたという経緯もあります。ただ、ここに至 ってよく考える必要がある時期に入ってきているなと感じているんですね。

それで、一番初めの説明は、絶対に赤字にはならないんだと、議会では繰り返し説明を されました。その方はもうおられませんので、そのことについてどう責任をとるんだと。 もちろん赤字ではないわけですから、それは正解かもしれません。ただ、私が心配してい るようなことにはなりませんということを繰り返し説明を受けてきたんですよ。ですけど、 今はそういう心配をするような事態に至っているというのが実情じゃないのかなというよ うには私は受けとめているんですね。

それで、平成で言いますと24年にドームも建設しました。一定、計画に基づいて積み立ててきた基金も取り崩しました。そのことによって釣り客も戻ってくるんだと期待をするということでしょうが、そのような説明を受けて基金の取り崩しということにも至ったわけですけれども、その後、なかなか期待をするような、釣り客が大きく戻ってくるということには至っていない。残念ながらそういう実態があるということだと思うんですね。

これまで議会で説明をされてきたことがうまく実現されない、それが繰り返しそのような事態に至っているということがありますので、やはりこのことについては慎重に判断をしたいと私も思いますので、この100万円を支出する根拠については、よくわかる資料のご提出をいただきたいとこの場では要望するにとどめたいと思います。

それで、この場で私がお聞きできるとすれば、先ほどお聞きした基本協定の利用料金収入の納付金の割合の見直しについての協議の中身のことと、それからもう一つ、今後の大規模改修についてなんですが、大規模改修についても一定の見直しを行う必要があるのじゃないかということを以前聞いておりましたから、そのことについても何か町としてのお考えがあればこの機会にお聞きしておきたいと思います。お願いします。

反保委員長 吉田課長、4点ございます。

吉田産業観光課長お答えいたします。

率の見直しの要望については、現行10%を7%と要望されております。そして、その要望内容につきましてですが、地元への協力に対する貢献、それと海の環境を整えるような対策、そして大規模修繕に対する対策、計画、軽微な指定管理者側で行う修繕に対する経費等についての要望がなされてきて、協議をしてきたわけです。

その中で、大規模修繕も含め、まだ継続的に協議をしていかなければならない部分もあって、この2年間については指定管理の途中の期間でもありますので、合意ができる部分を先に補助金という形でお願いして、次の30年度に協議をし、見直しをするということになってございます。

大規模修繕の考え方につきましては、積み立てている基金を活用して、10年目を迎えるときに大規模修繕を行うというような経過はございましたが、現実的な問題としてあの海上にある施設がどれぐらい耐用年数か、専門家の知識を入れて実施した経緯が見当たりませんでしたので、来年度に向けて、年次的な計画を立て実施していけるよう検討しているところでございます。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 ちょっと補足的な説明になりますが、基本的にその大規模修繕につきましては、 前担当のほうで精査した上でそういう計画を立てたところでございますが、以前もご説明 させていただいたと思いますけれども、基本的に指定管理者のほうは営業を続けながらそ ういう修繕等の考え方はできないんかというお話もございまして、実際に大規模修繕にな りますと、一括して全部やるとなると営業をとめてやるようなイメージにはなるんですが、 その辺、どういう形で営業をしながら修繕を効率的・効果的に実施していくかというのも、 再度、専門家を入れまして検討をする予定としてございます。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 大規模修繕についてはまた見直しを、専門家に意見を聞くという本格的な調査や研究という段階に至っているようでありますので、またその一定の結論が出たらご報告をいただきたいと思います。

それで、資料の提出なんですけれど、それはご提出いただけると受けとめてよろしいんでしょうか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 その資料の、どういう資料をご用意させていただけばよろしいでしょうか。 反保委員長 田代町長。

田代町長 おっしゃっているのは、補助金を出すからには事業補助、または運営費補助、いろいろ あるわけですけども、それについての明確な資料を出してほしいということだろうと思いますので、それについてはうちが検討した材料を出させていただきます。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 資料のご提出はいただけるということでありましたので、できるだけ早い時期に配 付をいただきたいと思います。

ちなみに、その資料をちょっと受け取る前にお聞きするのも答えにくいのかもしれませんけれど、この100万円という金額は、例えばですけどね、ここの団体にこういう事業をしてもらうために幾ら、ここの団体にこういう事業をしてもらうために幾らとかいうように、そういう形で100万円というのが出てきてるのかなと思ったりもするんですけど、もしそういうわかりやすいものがあれば今お答えいただければと思うんですが、そうでもないんですかね。

反保委員長 田代町長。

田代町長 冒頭でも申し上げましたとおり、指定管理者のほうへ、その運営、いわば利用料金の何%という形で話をして、それが30万円がいいのか、50万円がいいのか、そういう議論をした中で100万円という数字が出てるわけなんですけども、今おっしゃる運営、自治区に幾ら、組合に幾らという話も出ました。出ましたけども、最終的にはその100万円という数字の中でいろんな事業が上がってきましたので、それを全て認めていこうと思ったらこれ以上の数字が上がりますので、とりあえず限定して、3%なら3%という数字の上に置きかえて、今回100万円という数字が出ているわけですけども、一応指定管理者のほうへ100万円をお渡しするから、それで地元対策をしっかり、漁業組合に対することをしっかりやっていただきたいということで、最終的には話、お願いをしたということになっています。

ですから、今おっしゃるように、こっちへ行くな、こっちへ行くなというのは初めの話であって、途中からは利用料金の何%という話に要望があったものですから、その中で数字を出したということです。

それで、先ほど中原委員さんからも田島委員さんからもずっと話は出ていますけども、 過去、これを指定管理者を制度を決めるときに非常に無理があったのかなという感じはし ます。それは、無理があったというのは、中身の、あれだけの大きな施設を指定管理者の みに全部任せて、そして売り上げの何%を町に納めるというやり方が非常に、あれもこれ もとなってしまって、例えばほとんど指定管理者に押しつけているような状況があります。 ですから、その辺の明文化をきちっとしないといけないのかなと。

施設の管理については、町がやるなら町がやる、それ以外に業務委託は業務委託で、例 えばですよ、これは。委託は委託で指定管理者がここまでの範囲をやっていただくと。そ ういうように決めていかないと、もう受ける側も受けさす側もいろいろ途中でいろんな問題にぶち当たってきて、非常にそれの選別に苦慮しないといけないという問題がこれから出てくる。それはつまり赤字が出た場合にいろんな問題が出てくるのじゃないかと。今は辛うじて黒字を保っていますから、何とか指定管理者も協力をしていただいてますけども、赤字が出た場合、じゃあどこまで補填するのかという問題も出てきますので、それも含めて30年の協定が切れるその時点でしっかりと見直しをする必要があるかなと思っております。

反保委員長 副委員長、よろしいですか。

中原副委員長 はい。

反保委員長 田島委員。

田島委員 委員会の運営上、先ほど副委員長が100万円の事業費の支出根拠についてお尋ねをして、資料請求をしているんですけども、出なかったら判断、賛否しかねるということを質問しているので、やっぱり委員会としたら、出せるのであれば早急に、休憩を挟んで出せるんだったら出していただいて、そしてまた仕切り直して、やはり副委員長が賛否に加われるような資料提供をしていただいて、みんなでこの委員会の終結を終えたらいいと思うんです。でないと、次出せるのか。今日出されなかったらやっぱり本会議でも行ってしまいますので、それより委員会でやっぱり意思決定して、本会議場で出せばスムーズな本会議の終了を終えますので、理事者側に一度ちょっと確認してほしいんですけどね。何時ごろ出せるのかということを、それで委員会の運営をまたしていただきたいなと、かように思います。

反保委員長 今、田島委員からそういう要望というか、提案がございましたが、まずはいかがなも のでしょうか。

木下部長。時間的なことも含めて。

本下都市整備部長 少々整理にお時間というか、日にちを。開会中には出させていただくと。 反保委員長 ということです。

木下部長。

木下都市整備部長 至急整理しまして、今日ご用意させていただくように頑張ってみます。 反保委員長 委員会終了までにね。それじゃあよろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

再開は1時です。

木下都市整備部長 委員長、すみません。1時半でお願いできませんでしょうか。

反保委員長 委員の皆さん、すみません。再開時間は1時半です。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

反保委員長 休憩を解きまして、委員会を再開いたします。

まず、木下部長、資料関係。

- 木下都市整備部長 今、鋭意整理をしておりまして、もうしばらくしたらでき上がるところでございます。ただ、審議の状況もスムーズに行っていただきたいというところもございまして、できれば次の案件を進めていただいてお願いしたいと思います。
- 反保委員長 委員の皆さんにお諮りいたします。資料が届き次第、その第1の案件は再開ということで、次に進ませてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

反保委員長 それでは、議案第73号のほうに移りたいと思います。

議案第73号、平成28年度。

田代町長。

- 田代町長 ちょっとすみません。この一般会計の補正をしてもらおうと思うたら、ちょっと次へ移れるのかどうか、議運上で問題にならないのか、ちょっとその辺の確認をしていただきたいです。
- 反保委員長 暫時休憩をいたしまして、議運の委員長と副委員長がおられますので。委員長と副委 員長、お願いします。

(午後 1時31分 休憩)

(午後 1時33分 再開)

反保委員長 お待たせいたしました。先ほど、委員長と副委員長が協議しまして、議事を進めていきましょうということになりましたので、第73号のほうを、ということで取り決めしましたので、委員の皆さん。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 ありがとうございます。

議案第73号「平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」について議題とします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。

中谷課長。

中谷土木下水道課長 平成28年度岬町下水道特別会計補正予算(第1次)の件についてご説明します。

委員会資料5ページをご参照ください。

歳入としまして、1繰入金、1一般会計繰入金としまして280万9,000円を減額 補正計上するものです。内容としましては、一般会計補正予算でご説明させていただきま したように、下水道特別会計における職員の人事異動等に係る特別会計支弁人件費の調整 に伴うものです。

以上、当委員会付託分としまして280万9,000円を減額補正計上するものです。 続きまして、委員会資料6ページをご参照ください。

歳出としまして、1総務費、1下水道総務費、一般管理費といたしまして290万3, 000円を減額補正計上するものです。内容としましては、職員の人事異動等に係る特別 会計支弁人件費の調整に伴うものです。内訳としましては、給料が95万2,000円の 減額、職員手当等が157万1,000円の減額、共済費が38万円の減額であります。

続きまして、2事業費、1下水道事業費、公共下水道事業費人件費といたしまして9万4,000円を増額補正計上するものです。内容としましては、先ほどと同じく、職員の人事異動等に係る特別会計支弁人件費の調整に伴うものです。内訳としましては、給料が4万5,000円の増額、職員手当等が6万7,000円の増額、共済費が1万8,000円の減額となっております。

以上、当委員会付託分といたしまして、280万9,000円を減額補正計上するものです。

反保委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 ちょっとお尋ねなんですけれど、理由を人事異動等と説明をしておられます。その 等の中には、今回の人事院勧告に基づく給与の改定も含まれているのかなと受けとめてい るんですけれど、幾ばくかであっても今回の人勧はプラス改定ということで、それが反映 されているけれど減額になっているというのは、お給料の高かった人がどこかに行って、 お給料が少ない、年齢構成でいうと年齢の高い方が異動されて若い方が入ってこられたと いうか、そういう人の配置が変わったということですか。議長が答えてくれましたけども、 一応答弁いただきましょうか。

反保委員長 保井室長。

保井戦略室長 委員お見込みのとおりでございます。

反保委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第73号「平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第73号は、本委員会において可決されました。

引き続き、議案第77号「平成28年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 平成28年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件についてご説明いたします。今般の補正予算につきましては、人事異動や人事院勧告に基づく職員給与費等の調整によるものでございます。

委員会資料の7ページをごらんください。

収益的支出ですが、1水道事業費用、1営業費用、配水及び給水費といたしまして6,000円の増額補正を行うものです。内容といたしましては、給料22万2,000円の増額、手当44万7,000円の減額、給与引当金繰入額74万1,000円の増額、法定福利費51万円の減額であります。

次に、総係費といたしまして1万6,000円の減額補正を行うものです。内容といたしましては給料14万円の減額、手当63万8,000円の減額、給与引当金繰入額156万4,000円の増額、法定福利費94万2,000円の減額、退職給付金14万円の

増額であります。

次に、孝子浄水場費といたしまして2万3,000円の増額補正を行うものです。内容といたしましては、給料6,000円の増額、手当4万8,000円の減額、給与引当金繰入額6万5,000円の増額であります。

以上、収益的支出の合計といたしまして、1万3,000円の増額計上をいたしております。

当委員会付託分の合計といたしまして、1万3,000円の増額計上をするものでございます。

反保委員長 どうも。

鵜久森水道事業理事 すみません、賞与引当金でございます。申しわけございません。

反保委員長

ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第77号「平成28年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、原 案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第77号は、本委員会において可決されました。

それでは、先ほどの、木下部長。よろしいですか。

それでは、ただいま議案第71号の平成28年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件の資料が皆さんに配付されたと思います。それでは、先ほどの審議を引き続き継続いたしたいと思います。

木下部長。

木下都市整備部長 今、A4、1枚配付させていただきました資料について、ご説明させていただきます。

これにつきましては、指定管理者と協議の折に、円滑化補助金の対象として事業者のほ

うから上がってきたものの中から公共性の高いものについて整理したものとなってございます。

一番上から行きますと、自治区が行う施設周辺の草刈り、除草、散布など、年4回。それと自治区が行う周辺の側溝であるとか、会所の清掃、これも年4回。漁業組合が行う潜水士による桟橋周辺の海底清掃、それと漁業組合が行う魚礁の放流。これは1回30万円程度で年3回。漁業組合が行う間伐材魚礁の設置、1基四、五十万円しますが、それの20基ほど要望されている。あと漁業組合が行う海上ブイのロープ切れの補修、年5回程度。それと、自治区と漁組が協力して行うごみの打ち上げによる海岸清掃、冬季11月から3月にかけて月4回程度。それ以外は月二回程度となってございます。

戻りまして、ちょっと訂正させていただきたいのですが、中ほどの漁業組合が行う稚魚 の放流ということですので、魚礁と私説明したと思いますが、訂正させていただきます。

以上からになりますが、以上の主な要望内容を踏まえ協議を続けてきた中で、平成28年9月1日の第3回管理運営会議において、全体の要望事項には駐車場の借り上げ費用や施設自体の維持管理に係る内容もありましたが、今回は地元との共存共栄の要望事項の中で、公益性の高いものについて、町が予算の範囲内で助成する方針としたものでございます。

なお、補助金額については町の財政状況等を踏まえ、利用料金収入の2%相当、100 万円を上限とすることで、予算措置を行うこととした次第でございます。

ちなみに、今、金額等記載されてない草刈りとその辺について、当方のほうで試算したところ、まず1点目の周辺の草刈り、除草ですが20万円、10名で5,000円で4回で20万円ほど。自治区が行う周辺の会所の清掃ですが、10名で1人5,000円ぐらいで、4回で20万円。あと、潜水士による桟橋の清掃ですが、1人5万円、2人出まして、2回で20万円。漁業組合が行う稚魚の放流ですが、1回に30万円の3回で90万円。漁業組合が行う間伐材の魚礁の設置でございますが、1基50万円としまして、20基で1,000万円。漁業組合が行う海上ブイのロープの切れの補修でございますが、1人2万円で3人の、船代が4万円で、5回で50万円。自治区と漁組が協力して行うごみの打ち上げ回収作業でございますが、これにつきましては、冬季につきましては5,000円掛ける5人の月4回かける5カ月と、それから、それ以外になりますが、5,000円の5人の月2回の7カ月で、トータルしますと85万円となります。それを総トータルしますと1,285万円となるものでございます。

これは基本的に向こうの指定管理者のほうから提出されたものでございまして、この後、その内容について、補助金交付するわけですので、補助金の交付申請をしていただくものです。その中で、事業計画書というのが提出される状況になりますが、その内容については、今後、指定管理者のほうと協議して、精査していくという状況になってございます。

反保委員長 ただいま説明がございました。

小川委員。

小川委員 克明に補助金に対しての要望があった、それと口頭ではございますが金額も申し上げて いただいて、理解しました。

ただ、この最後の利用料金収入の2%相当額。先ほど、ちょっとこれよく読んでたらわかるんですけども、先ほど、私が考えたのは、利用料金というのは町がもらっているうちの2%だったら500万円ですやん、ざっくり。いやいや、要は今理解できたんですけども、5,000万円の売り上げがあって500万円もらっているわけじゃないですか。ぱっと見たら500万円のうちの2%だったら10万円にしかならんじゃないですか。ちょっとこれ勘違いすると思うので、今町長、さっき答え言ってくれたけども、利用料金の2%ということは、まあいや売り上げの2%やしな。ちょっとこれ勘違いせんように。私ずっとこの計算間違うてるなと、これ見るなり思ってたので、ちょっとここらのあたりの2%についての説明だけもう一回しといてください。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 これにつきましては、利用料金収入といいますのは、お客さんが入って全体の収入の金額になります。それが大体年平均しますと5,000万円ほどの使用料収入となりますので、それの2%を掛けますと100万円という金額が出てまいります。それを限度としたというところでございます。

反保委員長 よろしいでしょうか。

それでは、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 恐らく昼食抜きでこういった資料をご準備いただいたことかなと思いますので、そ のことには感謝を申し上げたいと思います。

主な要望事項ということで、金額も含めてただいまお示しをいただきました。これは町の試算ということでありますけれども、ざっと主な要望事項を足し合わせますと1,28 5万円近くの金額ということになってくるのかなと思うんですけれども。それに対して1 00万円ということで決着はついたということですが、もともと事業計画書にはこういった上に中ごろで示されている事業について、行うということを前提にして契約をされているのではないのですか。こういったことも含めて、海釣り公園の管理をいたしますということで協定を結んでいるということではないんでしょうか。そこはどうなんですか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 委員ご指摘の点でございますが、基本的に午前中に内容等も説明させていただいた折ですけれども、基本的にそういう業務を事業者としても漁業組合なり、地元の協力を得て進めていく状況におるわけなんですが、なかなか利用料金収入の状況等を鑑みて、かなり地元の方の協力を得て進めている状況がございまして、十分協力いただいた部分を対価といいますか、金額的にかなり地元であるとか、漁協のほうが協力しているというところがあるという点がありまして、実際、委員が言われているように、全てではないですけども、事業計画の中で言われているように地元貢献について述べられているところがあるんですが、それ以上地元のほうも協力されているところがあって、その辺で今回、指定管理者のほうからご要望があって、協議に至って、最終こういう結論に至ったという状況でございます。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 そうしますと、漁業組合や地元とおっしゃるのは地元自治区ということかなと思う んですけれど、ここの上に挙げられているような活動をしていただいているのが、一定の 報酬を支払って引き受けていただいているという意味ですね。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 それは指定管理者のほうからお聞きしている状況でございます。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ということで、ご協力いただいている方々に支払ってきたお金を引き続き支払うの が困難な経営状況にたち至っていると受けとめたらいいんでしょうか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 委員ご指摘のように、実際に利用料金収入も落ちてきている状況もございます し、資金繰りの状況もございまして、十分な還元といいますか、その辺が十分なされてな いという状況と聞いてございます。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 環元という言葉をお使いになるんですけれども、私は環元というのは、例えば地域

にこの施設があることで一つの雇用が既に生み出されているということや、ごみが出たりとか、渋滞が時には発生したりとか、いろんなことで地域の方々に対して迷惑をかけることになっているということはあるようですけれども、一つのにぎわいを生み出しているという意味でも、それは還元という意味になるのかなというように思っているんですね。

それで、対価として一つ労働に対する支払いをするということは当然のことでありまして、それを還元というようにとるかどうか、そこは考え方、とり方はさまざまということになると思いますけれど、実際に何らかの労働をしていただいたと、どなたであれね。そういうことが事実として確認ができていると。それに対して正当な対価を支払うということは当然のことでありますから、それが足りなくなってきたと。事業者が今まで労働に見合う支払いをしてきたのが、それはもしかしたら有償ボランティアに近い形かもしれませんけれど、支払いをしてきたと。けれど、それが難しくなってきたということであれば、事業者の経営状況そのものの検討が必要になってくると思うんですね。

今回、100万円に落ちついた、求めておられる金額に対しては相当のものではありませんけれど、話し合いを重ねることによって恐らく100万円で了承いただいたと町としては考えているところかなと思うんですけれども。

どうして払わないといけない状況に、そういう経営の状況に至ったのか、その理由が何であるのかということがわからないと、ちょっと全体像が見えないと私は思うんです。その事柄についてきちんと説明をいただきたいと思うし、一定の資料をご提出いただきたいと私は思っていたんですけれど、その点はいかがでしょうか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 これ何回もお話ししているとおり、関西国際空港のいわば小島は上空を通るということで、ある一定の騒音公害があるのじゃないかということで、長年、小島対策という部会を議会も、また地元と一緒になって取り組んできた事業であったかなと私はそう記憶しています。その中で、やはりこの海釣り公園ができたことによって地元がそれだけの還元を受け、いわば地元はそういったメリットがなければ、恐らくこの施設は小島としては受け入れしなかっただろうと私は思っています。

そんな中で、地元対策として海釣り公園の施設を整備する中で、地元雇用、また地元に 対する還元、また漁業組合に対するいわば漁場を使うわけですからそれに対する還元、そ ういったものをこれは当然やるべきものが十分やれてなかったと。それは、やはり指定管 理者としては、管理するに当たっての中でのやっぱりそういった費用面について一生懸命 努力はなさってきたと。しかし、ある一定の、地元に草刈りをお願いしたり、漁業組合に 海底の掃除を、海藻の掃除をしてもらったり、そういうことはある一定やってきたと思い ますけども、今ここに出ている問題、提議されているのは、正直これだけの事業をやって もらわないとなかなか地元小島としてはこれについて地元還元はできてないよということ を長年言ってこられたと思います。

その中で、じゃあ1,200万円か300万円ぐらいの要望が出ているわけなんですけども、なぜこれが100万円で落ちついたかというのは、落ちついたんじゃないんですよ。ある一定のパーセンテージで、もうこれで何とか地域、漁業組合、また地元自治区、そういったところに対して何らかの仕事をもって貢献をしたいということから、この金額に一応100万円という数字は出たんですけども、その条件に平成30年に一応協定書の見直しをやろうということで、この29年、30年度はこれで行こうということで一応話はしています。

だから、今、中原委員がおっしゃるように、地元に還元という言葉がおかしいんじゃないかということが、ただおかしいという疑問があるというなら、私は地元に、じゃあこれからいわば騒音、上空をしょっちゅう、最近は飛行機も多くなってきて、貨物便も大きくなってきて、かなりのやっぱり騒音公害はあります。データ的には問題ないんですけども、体感で、私はいつも体感で検討してくださいということを言っているんですけども、そういったときに小島はほかの地域よりも騒音公害を受けているということは、私は間違いないと思うんですよ。それにかかわるものというのは海釣り施設を作って、それで売り上げの中からいわば還元していこうということですから、何ら還元という言葉は私は問題ないんじゃないかなと思っています。

だから、その辺をよく理解して、なぜあの海釣り公園ができたのか、原点から戻っていくと話は長くなりますので、その辺を十分議員の皆さん方で理解をしていただきたいなとこのように思ってます。

反保委員長 そのとおりですね。いいですか。

ほかに。田島委員。

田島委員せつかく資料を出してもらって、ご苦労さんでした。

ちょっとずっと見せてもらった7項目ある中で、上の1、2については自治区の環境整備だな。そして、3、4、5、6になれば、これは本来釣り公園の管理者がやるべき義務的な事業ですね。そして、最後の7番についても、地元の環境整備の問題でちょっと入り

まざっているのと違うかなというのもあるので、私としたら、個人的な意見ですよ。この 予算書のタイトルでね。岬町海釣り公園運営円滑化補助金の対象事業についてやけども、 私の思いやったら地元環境整備・海釣り公園整備等の円滑化補助金の対象事業やったら、 この1から7の項目全部当てはまると思うんです。

という具合で、ちょっと誤解するような感じになるので、このままのタイトルやったら。ですから、地元環境の整備、それは大事な話、1、2でも草刈りとかいろんな環境整備をしていただいています、地元。そやからこれに対してもやっぱり還元すべき100万円の部分をせないかんと思いますので。

海釣り公園と位置づけるから、自治区のやつはちょっとおかしいのと違うかとなるし、そしてやっぱり指定管理者が行う運営の円滑化となれば、やっぱり7項目ある中でやはり3、4、5、6、真ん中の1番、2番を外して、7番を外して、2、3、4、5、6の指定管理者の行う事業の円滑化だったら当てはまるんですけども、どんなもんでしょうかなという考えで今ちょっと考えてるんです。タイトルを変えていただいたら、これはもう地域整備と環境整備と釣り公園の整備に必要な補助金やということに納得するんですけども、その分、委員の1人として意見だけ申し上げておきます。答弁は結構です。

反保委員長 その他、ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 すみません。先ほど町長から答弁があって、還元、地元還元という言葉の受けとめ 方についてお答えがありました。それで、そのときに私があわせてお聞きをしている、資 金繰りが困難になってきた根本的な問題についてお示しをいただきたいとお聞きをしてい ました。そのことのお答えをいただいていなかったので、そのお答えをいただきたいと思 います。

反保委員長 木下部長。

本下都市整備部長 一番の要因となりますのは、これまでご説明させていただいてましたように、 入場者数の減少等に伴い、その辺の資金繰りの状況がよくないといいますか、スムーズに 行かない状況が発生しているというところでございます。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 減収ということで、入場者数の減少を上げておられます。確かにドーム型の休憩施 設をつくった後もなかなか集客状況としてはよくない。お客さんの数としては減少傾向に 歯どめがかかっていないというのが実態だと思います。 それに対比しまして、利用料金の収入については、昨年度末の状況、増えたり減ったりはありますけれど、少し持ち直してきているのかなという印象を受けるんですが、そういうこともあって余計によくわからないんですね。資金繰りが困難になっているということがよく見えてこないんです。

ちょっと先取りするようで申しわけないんですけど、委員会の協議会の資料の1ページ で行きますと。

反保委員長 協議会でまた詳しい説明は求めます。

中原副委員長 わかりました。資料については結構ですけれど、私が今言っていることの意味はご 理解いただけます。

これね、収入についてしか資料が示されないもので、支出として必要経費が増えていっているのかなという推測はするんですけどね。どんどん施設も経年劣化が進みますから、必要経費、細かい修理だとか、補修だとか、そういうことが必要になってくるのかなとは推察するんですが、そこがわからないんですよ。

ですので、資金繰りが困難になっていると言われても、収入としてはどんどん下がっていってもうどうしようもない状態まで、そこをどんどん進んでいるという状況には見えないので、何で資金繰りが困難というようになるのかなという疑問が発生をするわけなんです、私は、そのことに対して説明をいただきたいと言っています。

反保委員長 資金繰りがわからないと。木下部長。

本下都市整備部長 確かに委員ご指摘のように、そのような必要的な経費との状況というのがある とは思うんですけれども。実際に指定管理者とのお話をさせていただく中では、先ほども お話しさせていただいているように、その辺の収入の状況でなかなかこうお支払い状況と か、そういう資金繰りに結構苦慮している状況はお聞きしているところでございます。

反保委員長 田代町長。

田代町長 ちょっと補足いたします。資金繰りが回らないというのは、これは議員ご承知かと思いますけども、物品を仕入れるときに、現金で支払っているわけなんです。それで売り上がっていくのは、最後にそのものが売り上げて初めて収入が入ってくるわけで、それがまあいえば、今、物販販売のほうがかなり上がってきて、いわば片方の利用料金のほうはちょっと下がってきている。そういう状況が今起きている。

以前からその当初から資金繰りは、悪いのはやっぱり現金をある程度持ってて、それで 商売をするというのだったらこれ十分先行投資ができるんですけども、当時指定管理者を 受けられたときには、やっぱりその現金、いわば現金収入がないままの中で物販を仕入れ てから、そういう中で資金繰りをやっているんですけども、なかなかうまくいかない。そ こへ建物を、いわば休憩ドームをつくった。

それについて、銀行の借入金が、もうこれはお手元に資料を出していますので、私のほうが説明するのはどうかなと思うんですけども、出している。その銀行支払いも決まった日に決まった月に支払っていかないかんと。

そういう中で、うちは年度がわり3月31日ですから、その年度をまたがってお金が入ってくるという状況が毎年あるので、それを2回に分けて年度を越して残りを払ってもらうと。そういう状況をやっているのが今の指定管理者の経営状況だということは、皆さん方にお手元に渡した資料でご理解していただけると思うんですよ。

ですから、釣り人口が減っているということは、これはもう間違いないんです。それでまたその釣り人口が減ってきて、また利用者がなぜそれ以外に減っているかいうのは、台風とか、そういう悪天候の中での回数が今年は多かった。昨年も多かったということで、2年ほど連続してそういう状況は来ているというような、まあいえば悪条件が続いているというのも1つの原因になってきているかなと、このように思っています。

ですから、先ほど一番大事なおっしゃってたのは、契約の中で、まあいえば指定管理者 との協定の中で、この今我々が要望されている問題については当然入っているのと違うの かという疑問もあるかと思うんですけども、恐らく私が見る限り、今地元から出ている要望については、指定管理者の中のその管理条件の中には入ってないように私は感じております。

しかし、結果的に魚礁の問題なども全く役所としては、その予期しないいわば問題が起きてきているわけですけども、じゃ、魚礁をやったとした場合には、全体に、小島地区全体のまあいわばよそからの釣り客もおいでになってですね、釣り船に乗っていかれる方も含めての魚礁も考えられるので、そういったところは一つまあこの検討からうちは外しているというのも1つはあるんです。

ですから、1,200万円もあるのがなぜ200万円、なぜ100万円かというのは、 もう最低の最低でお願いをしたというのは、せめて漁業組合、地元にそういった海で仕事 で還元できるだろうという意味で話し合いを進めたということを理解していただきたいと 思う。

ですから、売り上げ、うちの担当が、今部長のほうが、釣り人口が減ったとか、そうい

うことは、単なるその、一つひとつをこう積み重ねた話をしていると思うんですけども、 大きな要因は、その資金繰りが悪いというのは、そういった意味で自己資金というのが豊 富でなかったということも1つの原因かなと。

やっぱり仕入れをするその原価、原材料費を買う、いわばそういったものに資金繰りが うまくできてないと私は説明を受けていますので、そのように理解をしていただきたいな というように思います。

反保委員長 詳細は、事業委員会協議会のほうで出てきますので、またその詳しい点につきまして は。竹原委員。

竹原委員 まず文言のことですが、小川委員も言われてたように、この資料の一番下の2%相当額 100万円というのは、約100万円ということでよろしいんでしょうか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 100万円でございます。

反保委員長 竹原委員。

竹原委員 ということは、利用料金収入というのは5,000万円程度って言われてましたけど、 5,000万円の2%程度相当額ということでよろしいんでしょうか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 そのようで結構だと思います。

反保委員長 竹原委員。

竹原委員 利用料金というのは、利用料収入というのは毎年変わってきているのかな。 5,000 万円程度で変わってきているのかなということで、その中でも2%ぐらいの相当額という ことの100万円ということで理解しました。

それで、1つ私が確認させていただきたいのは、過去の歴史からいいますと、休憩施設が建設前までは積立金が500万円と、町に入ってくるその利用料収入が10%だったので、約500万円の町に入ってくる収入、歳入で約500万円程度入ってきてたのかな。それが休憩施設を建てた後、500万円、基本的な500万円プラスその利用料収入のうちの約500万円のうちの200万円を積み足して、基金に700万円を積んで、残りの約300万円が町の収入に入ってきてたのかな。このように理解しております。

今回この100万円の出どころはというと、その基金に積み立てるほうのお金であるのか、もしくは町に入ってくるであろう300万円のほうから充当して、残り200万円が町の歳入として入ってくるのか。どちらでしょうかという疑問です。

反保委員長 木下部長。

本下都市整備部長 その原資でございますが、利用料料金収入の10%のうち、一般財源となる3 00万円、先ほど言われた300万円を原資とするものでございます。

反保委員長 竹原委員。

竹原委員 ということは、今回大方200万円になると。建物が建てる前までは500万円あった のが、建物を建てて300万円になり、今回から約200万円になるということで間違い ございませんか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 28年、29年、2カ年で200万円となります。

反保委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員やりとりをずっと聞いてて、私も何点か共感するところがやっぱり出てきたんですね。

というのは、中原副委員長からもちょっとお話があったように、なぜここに来てその100万円の助成金が必要になったのかというところが、今資料を出された中では、この指定管理者から、この要望の事項ということで上がってきているんですけども、そもそもその100万円を助成しないといけなくなっている理由というか、これは1つの理由でしょうけど、ただそのもっともっとその中身ですよね、経営というか。

要は、初めその契約に至るときというのは、こういう条件でこの施設を管理していって いただきますよというのに、これができると判断されて指定管理事業者が手を挙げられた ということがあると思うんですね。

当初のやっぱりその事業計画書というのは多分しっかりと計画されていると思うんですね。通常であればですけども。

そこで運営者、経営者というのは、それに向けてかじ取りをしていくと。やってきた中で、当初はすごい人がやってきて順調よく経営が成り立っていってたということを聞いています。その時点では何ら問題なかったわけですよね。

もちろんそのやっぱり情勢というのはもう刻々変化していくもので、今であれば本当に 今まで本当に潤っていたところが一気に何かの要因でだめになったとかっていうのはよく 聞く話ですので、そういったリスク回避というのもやっぱり事業者自身がやっていく必要 があるし、それも義務だと思うんですね。

それも踏まえての運営をされていると思うんですけども、ただ我々その議会としてはね、 そこまで見えないわけですよね。今どういう状況になっていてという。その判断が町とし ては危機的な状況というんですか、判断をされていると思うんですけど、まだ我々にとってそこまで見えないんですね。

要はこの次に出てくる、皆さんに配られていますけど、この表を見たら大体その説明がなくても大体理解はできると思うんですけど、ちょっと前に3,000万円でしたかね、かけてその物販のスペースもつくったと。それによって利用のある一定のその収入も出てきていますよと。けども、一方で、いやいややっぱり経営苦しいんだよというのは、ちょっと理解できないところがやっぱりあるんですね。

私もちょっと午前中にもお伝えしましたけど、やっぱりその例えば事業計画書、今後の 事業計画書どうなっているのかとか、今のその近年の例えば二、三年ぐらい前から今まで のその経営状況が数字でわかるような何かがないと、なかなかその判断できないのかなっ て今ちょっと思っているんですね。

一方でその利用料金というのは増えつつあるけども、あるというか、並行でもあるけど も、そういった条件に何でなっているのかなっていうのがね、やっぱり見えないところで、 やっぱりちょっと疑問点というのがまだ残っている状況なんですね。

それをなかなかこの一方的に経営が厳しい厳しいと聞かれても、それはどこで判断されたんですかってやっぱりどうしてもなってしまうんですね、私たちにとっては。見えないところでありますのでね。その辺をもうちょっと突っ込んだ何か説明が欲しいなというところが正直なところなんですけども、その辺はいかがですかね。

反保委員長 田代町長。

田代町長 これは、担当に答えというのは非常に難しいと思います。いうことは、当初この契約を するときにはいろんな背景があったと思うんです。

例えば、漁業組合の問題、地元対策の問題、そしていわば施設を引き取るときの問題とか、そういう中で地元対策として、地元の漁業組合のほうの漁場の問題があって、どうしても指定管理者制度で一応コンペはしたものの、やはり地元の方にやっていただいたような経過が、これは私はそのときはタッチしてませんので詳しいことは言えません。ちょうど議会におりましたのである程度は理解できるわけなんですけども。

その収益を、まあいえば出すのに、そういった計画はちゃんと立てていただろうと。立 てておるのにもかかわらずなぜ今の段階で経営がしんどいのかというのが理解しにくいと。 これはそうだろうと思う。

その当時は海釣り公園の今のまあいえばオーパと、深日のはなかったんですよ。それが

現実に今2カ所増えて、相当かなりの釣り人口がそこへ行っていること間違いないんですよ。そしたら自然と小島の海釣り公園のほうの人口は減ってきていることは間違いないんです。

ですから、そういったまずそういう釣り人口が減っているのは岬町の中で分散しているということも言えるかなと思っています。

それと、このまあいえばこの事業は、自然との戦いですから、どうしてもその天候に左右される。寒さに左右される。そういったのがあって、幾ら指定管理者が幾らいい計画、また行政とやってもなかなかそううまくいかない。これは事実そうだろうと私は理解しています。

ですから、机の上で計算する方式と現場でやる方式が全く異なってきたということは事実なんです。

ですから、指定管理者としては、休憩ドームを作ることによってあれだけずっと並んでいる車を、お客さんをちょっとでも休憩できるだろうということ。また食堂を作ったら、少しでも食事で売り上げが上がるだろう。そういういろんな方策をしながらやってきた。 結果的にはなかなかうまくいかないというのは事実だと思うんです。

ですから、それを我々現場のものと私どもが一生懸命膝を突き合わせてやるんだけども、 指定管理者にしたらまあいえばPRするための広告、ビラ、そういったものをどんどんこ う新聞に折り込んだりやっている。こういったことは、私はいえば指定管理者の契約の中 に入ってないと思うんですよ。

指定管理者があれだけの汗をかいてなかなか利益が上がってこない。赤字こそ出ないけれども、一生懸命頑張っておられる。地元に還元しないといけないのは、まあいえば騒音 公害の問題があって、ある一定の地元にメリットを与えないといけない。

しかしそれもできていない。そういったことで漁業組合にも協力してほしい。地元にも協力してほしい。でもなかなか地元に落とす金がない。そういったことで指定管理者については、まあいえば地元から、また組合からいろいろ言われて大変な思いでやってこられたことは事実で、これは2年ほど前は正味膝を交えて話ししたけど、その以前からこの受けて間なしの一、二年ぐらいからこの問題はずうっと提起されてきたという経過がありますので、今委員がおっしゃるように当時の計画したときに、それを承知で受けたん違うかって、確かにそのとおりだと思います。

しかし半分は押しつけもあったのと違うかなと。地元対策だから地元やってよという、

そのかわりこれだけの基金を積んでくださいよと。はっきり言ってですね、私が町長でず うっとあれ見ていますけども、指定管理者しんどいと思います。

自分たちが汗かいたものを700万円町に入れて、そして一般会計に300万円入れて 1,000万円の金を入れるというのは、今のあれでは大変だと私は思いますよ。

それはあそこまで頑張っているということについて私は敬意を表しているんですけども、 例えばピアッツア5についても、5,000万円、6,000万円の指定管理料を渡して いる。

例えば淡輪の海水浴場にしては今一銭も金は町へ上がっていません。これは組合のほうで管理は皆地元、漁業の振興ということでやっていただいている。

小島の海釣り公園だけなぜ700万円も1,000万円も町に戻入しないといけないのかというのは、ある施設のメンテナンスがあるから入れてくれという条件で受けられた。 それが一番今しんどいのと違うのかなと私は思っていますので、皆さん方がいろいろ議論されるのは私はようわかりますけども、あの現場へ行って実態をもう聞けば聞くほど、私は本当に指定管理者に胸が痛いぐらい申しわけないという気持ちでおります。

しかし、今回についても100万円という数字ですけど、単なる100万円ですけども、 指定管理者にとっては100万円でも、今地元に何らかの形で還元したいというのがある のじゃないかなと、こう思っていますので、その辺は理解していただきたい、このように 思います。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 町長の意見をお聞きしました。オーパとかあと深日の釣り場がありますよね。そこというのはやっぱり自助で努力されているわけですよね。要は広報も自助で努力されていまして、運営もそこで努力されていると。一方でその海釣り公園であるとっとパークは町の施設を使っての運営ということで、町が施設を建てて、そこで適切な運営をしてくださいよという条件だと思うんですね。そこでやっぱり不公平感が出てくるところは否めないんですよね。そこで1つは100万円を投入します。でもほかは投入していない。ただ努力はされているので利用客は増えてますよね。深日もそうですし多奈川もそうですかね。もしくは岬町外のところもやっぱり自助努力で頑張っておられるというところだと思うんですね。

そこを一方的に施設ももちろん町が建てたやつ。またそこにさらにその運営費ということで、助成金というか出すのは公平感的にはどうなのかなと私はすごく思っているんです

ね

先ほど町長も刻々変化するというのは、私もそのリスク管理として経営者としてはやっぱりとるべきことだと私はずっと思っていますし、年々、そうやって見直し、それこそPDCAサイクルですね、バスでいう。それをやっぱりちゃんと行っているのかどうかとか、あとその中身に入って、じゃここを削りますからここをまた出ますよねという、そういう努力ももちろんされていると思うんですよ。思いますけど、それがなかなかちょっと見えないところがあるのでね、そこを私はちょっと言っているところであるんですね。

もちろん努力されているのはわかるのはわかるんですけど、やはり岬町でも2カ所同じ 釣り場所があるというけれども、やっぱりそこはそこで自助努力されていると。

もちろん競争になっていますよね。競争になっている以上はやっぱりここはここ、ここはここ、また町が税金を投入したということでその釣り場を建てたということであれば、 やっぱりその公平なお金を使ってそこにもちろん活性化のためにつくった。

そやけど今後やっぱりますます釣り人口が減っていくという見通しがもう前からも立てられている中で、やっぱり経営の見直しというのは必ず必要ですし、今後事業計画書ですよね。どういうふうに指定管理事業者は立てられているのかというので、今のままでずっとその事業計画を立てられているのであれば、もう間違いなく目に見えていますよね。どこかでそのチェックというか、誰かがチェックして、ちゃんとした経営に持っていくようなところに変換していかないといけないけれども、ただ単に今のままではしんどいからということで100万円を投入するというのは私はどうなのかなとすごく素朴に思うんですね。そのあたりちょっとお聞きしたいんですけど。

反保委員長 田代町長。

田代町長 ご理解だけ、討論は全くする気はないので、ただ言われていることに対して説明をしないと理解いただけないことで説明していますので、その辺理解していただきたい。

まず、釣り堀と海釣り公園との違いはまず施設が全く違うということ。例えば釣り堀の中にある魚を入れてそれを釣るのと、自然の回遊魚を釣るのはまず違ういうことを1つだけご理解、ちょっとその辺が理解できてないのと違うかなと私は思います。

それと、全く大雨が降ったり風が吹いたりすると、いわば自然の回遊魚は釣れないということもあって、釣り堀の魚は雨が降っても釣りはできるんです。そういう状況。値段も全然違うという状況で、そういったことが全く違うということをまず施設の環境が違うということをまず理解していただきたい。

それと、努力しているかしてないか見れないというのは、どこをもって言われているのか私は理解できないんですけども、私は現場にちょこちょこ行ってます。何曜日はどうやということ、風が吹いたらどのお客さんが来ているとか、また道路からも見られる方あると思いますけど、なかなか風が吹いたら最近の釣り客は賢いので値段が少し上がるともう来ない。そういったことがあって、なかなか自然の対応って難しい。指定管理者は一生懸命努力されても難しい。客をどうやって呼び込むかというのも難しい。

それと釣り堀のまず駐車場の1つでもそうです。今の釣り堀の中にガードマンはいないと思いますね。ところが海釣り公園は全ていえばガードマンを置いて車の整理をしないといけない。そういったところで、はっきり言って余分な人件費がいっぱいかかっていることはもう事実なんです。

ですから、一つひとつ細かく拾うと、釣り堀のことをおっしゃって努力が足りない、ま あ足りないんじゃない努力が見えてこないというのは、私は精いっぱい一生懸命やっては ると思うんです。残念ながら、そう思った客が、見えてなかなか見えてこないというのが 難しいところなんですよね。

ですから、そういう意味で、釣り人口は減りながら収益が上がらないというのは、その管理者が努力が足りないから売り上げが上がらないのとは違うと思います。

そういう自然の環境とかを相手にしている海釣り公園については非常に厳しい問題があるんじゃないかなと私は思っていますので、その辺は十分理解をしていただきたい。

それで100万円を出すのがおかしいというのは私はひとつもおかしいことないと思うんですよ。申しわけないと思って、まだしとるだけで、その名称が、いろいろ先ほどおっしゃっていたこの円滑化補助金なのかまたほかの名称にしたらいいのか。これは検討する余地はあるかなと。でも地元の協力なくしてあの海釣り公園はできないということだけ理解していただきたい、このように思っています。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 町長、私は全くその努力をしてないとかということは一切言ってませんし、もちろん努力はしていると本当に理解、その判断材料として、やっぱりどうして必要なのかというところの判断材料が今ちょっと足らないということで申し上げているだけであって、努力が足りないということは一切思ってませんし、言っているつもりもないんです。

先ほど町長からも釣り堀の件があったと思うんですけど、釣り堀を調べると、釣り堀は 高いですよね。1日1万円ということで、そやけど今すごく繁栄されているというか人が 来ているという状況なんですよね。やっぱりその釣り堀も深日ですけども、もう大分努力 されているんかなと。

やっぱり釣りは釣りやと思うんですね。もちろん自然は自然でその養殖は養殖であると思うんですけど、やっぱり釣りをする人の立場に立つと、やっぱり需要というかその値段とその質のバランスで多分そのサービスが受け入れられるか受け入れられないかというのが一般のことですので、それでいうとやっぱり釣り堀に今行っているということであれば、やっぱり何らかのその方法が今受けているんじゃないかなと思うんですね。

で、その中でやっぱり転換期というか、もうそろそろ何か見直していかんと今後町財政にもこうやって負担がかかってくるということになるとやっぱり問題やと思うんですね。

これからその持続可能性でずっとやっていけるのかとかというのもやっぱり、やっと今回でわかったんですけども厳しいということを何回もおっしゃっているということは、やっぱりその転換期に来ているのかなと、そういうその判断もしていかんとやっぱりあかんのかなというのはすごく今思っているんです。

今回についてもまだ見えないところというのが多いので、判断に苦しむところではある んです。もちろん反対ではないんですよ。反対ではないんですけど、その辺もクリアにし ていってもらわないと判断するほうもしんどいんです。

何をもって基準をもってこう判断していったらいいのかというか、もうしんどいしんど いではなかなかわからへんところがあるので、もうちょっとこう踏み込んだ何かもうちょ っと説明というのが欲しいなというところは正直です。

これ以上多分難しいのかなというのは正直考えている、思いはあるんですけども、判断するほうとしてはしんどいなというところではあります。

反保委員長 田代町長。

田代町長 ありがとうございます。しんどいしんどいとは私どもはひとつも言っているわけではなくて、指定管理者の方が今の現状であれば管理をうまくやっていける自信はないということをおっしゃっているんですから、それは30年度に協定書を見直しましょうと言っているわけで、我々としたら今指定管理者が頑張って頑張っていただいた1,000万円を使わせていただいて、補修とかそんなんもやっているわけですから、町民の一般財源を使ってしまうということは一切ありませんので、今のところは。今後施設の管理をしていくためにいろんな予算を投じないといけない。現在基金を取り崩して全く一般財源を取り崩す、投入するということになれば、今松尾委員おっしゃるようにこれはもうしんどいなという

ことで方策を検討する必要があるかと思うのですが、今は赤字が出ていないけども、そういった地域の還元策もできていない、また十分な釣り客が納得できるようなそういう方策もできていないというところもあるから、その辺は指定管理者と町とで十分話をしながら、いい方向へ持っていく。その努力をすべくための、またそのためには漁業組合、また地元の方に協力をしていただきたい。

そういう意味で今回については、そういう要望が出たものに対して、少ないですけども、 それに少しでも応えていこうということで予算化をさせていただいたということなので、 我々がしんどいんじゃないんですよ。指定管理者が頑張って頑張ってやっているけども、 なかなかそのかいた汗が報われてこないというのが現状ではなかろうかというように理解 していただきたいと思います。

反保委員長 よろしいですか。竹原委員。

竹原委員 先ほどですね、田島委員さんから質疑あったように、この対象事業の1番、2番というのは自治区が行う仕事のことなので、これを全部括ってこの海釣り公園運営円滑化補助金というのはどうかという話のやりとりを聞いておりまして、その名称については、町長のほうは修正にも応じるみたいな答弁をされていたと思うので、その辺私どもこの自治区に対するお金も含まれているんでしたら、ちょっと修正してもらわれへんかななんてそういうお考えはございませんか。

反保委員長 田島委員。

田島委員 やっぱりね、各委員はそう思っているのは、海釣り公園というタイトルやから、この補助金の運営について、この説明資料で1から7番の項目について、いろいろこう疑義を感じているので、竹原委員が今修正案出しているんですけども、それについて修正していただければ、地域環境整備も海釣り公園整備も円滑化のための補助金なら何ら問題はないと思いますので、私は竹原委員の提案について賛同する立場で今関連で言っているんですけど。私はそれやったら何ら反対する根拠もないし、そしたらもう修正案、町長がもう修正しますと言ったら、これをスムーズにすっと終わってしまうような気がするんですよ。個人的にですよ。ほかの委員さんの意見も聞かな、もう早うそれはまとめんと、これまたあと次の協議会でね、また延々とこれしたらね、もうお互いに、本来議論せなあかんのですけど、もうお互いくたびれてきているので、私も健康上、できたらその答弁いただいて、どうするかということを、まず。

小川委員修正ってよ、行政のほうに修正せいということ。

田島委員そうう、案件に対してね、このかがみに・・。

小川委員いや、これは要は。

田島委員 小川委員、それとちゃいまんねん

小川委員 違うの、海釣り公園側からの要望書やから、行政のほうが修正するいうことはちょっと おかしいかな思って。

田島委員 じゃないんですわ。

小川委員 じゃないの。

田島委員 違うんですわ。予算書の備考の部分の全部をね、したら名目たって交付も執行しやすい のと違うかという提案ですわ。でなかったら私らも賛同しにくい。

反保委員長 はい。中原副委員長。

中原副委員長 すみません。委員さんのほうから提案がありました名称変更されてはどうかという 提案がありましたけれども、名称の変更についてはお考え、この後答弁されるんでしょう が、またそれはそれで別の問題が発生してくると私は考えておりますし、その名称変更は 別にして、私の判断は現時点では変わりませんので、名前が変わろうが変わらなかろうが、もともとの考え方が変わりませんので、そこだけは、委員さんからちょっとそういうご提 案があったので、そのことに対して私の考え方を述べさせていただきました。

反保委員長 中口副町長。

中口副町長 先ほど田島委員のほうから貴重なご意見いただいたところでございます。本日こうい う形で提案するに至っては、当然先ほどから町長からるる説明したように、関空の一期の スタートから地元対策ということを前提としてやってきたと。

その中で、議会ともども、また町行政としても何らかの地元対策をしてほしいということで総意のもとで何か施設を作ってほしいということででき上がったのが、でき上がったというよりも位置づけしていただいたのが海釣り公園だったわけです。

それで、海釣り公園の位置づけができた後に関空の第2期の土取りの桟橋という話が来ました。で、本来ならその以前に桟橋を、釣り施設を作っているべきところなんですけども、半分は施設を作るのに町が負担しなければならないということがまずございました。

で、運営についても海釣り公園の駐車場は駐車料金もとれるということで、入込客数が 2万人来れば経営が安定するということもございました。

でも、一方で今回今経営しているところは道の駅としているものですから駐車料金も取れない。もう桟橋の釣り客のみの収入に終わっている。そういう中で経営が以前から決算

時期も重なって支払いがちょっと時期をずらしてほしいとか、そういう厳しい状況も聞い てきました。

やはり先ほど町長も言いましたように、自然相手の経営ですので、その辺は経営者としても、指定管理者の方々も慎重に経営をしていただいていたというのが今日に至った経緯かなと思います。

そういう中で、この運営協議会を数回開いて、最初の決断としては先ほど町長が申しましたように、岬町としては長期契約で5年間ということでやってますから、2年間途中で契約変更するよりも、その時期は平成30年を考えると。

しかしこの2年間をまずどのように経営していただくかということを議論の中で連絡協議会を進めてきましたので、本来この項目の中でこれの分の予算だとか、この分は漁組に負担させよとか、そういう仕分けじゃなくて、あの釣り桟橋の経営ということで、町としては、この項目をどんな項目があるんだということで出させてもらった以上、この名称でまた予算も100万円でいきたいというように考えています。

反保委員長 それはもうそのままでいくと。いろいろ連絡協議会も、会議も続けている中で。 それではこれで質疑を。

中原副委員長。

中原副委員長 ちょっと資料をさらに請求したいと思うんですけれど、この場ですぐいただかなく て結構です。事業計画書と基本協定書の写しをいただきたいと思います。まずは直近のも ので結構ですので、この場で求めておきたいと思います。ご提出いただけるようになれば、 いただければなと思います。

反保委員長 木下部長。

本下都市整備部長 その辺、内容等を確認して、ご提示できる部分についてはご提示させていただ くようにさせていただきます。

反保委員長

質疑はこれでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

田島委員、反対でしょうか、賛成でしょうか。

田島委員とりあえず賛成の意見だけ述べたいと思います。

反保委員長 反対の方はございますか。

中原副委員長。

中原副委員長 これだけ長いこと聞いて反対って本当にひどい、そういうお声もいただいております。反対と決しがたいというところもあるんです。 賛成するには釈然としない点が残っているというのが率直なところでありまして、この場では賛同するには至らないということだけ申し上げておきたいと思います。

反保委員長 次に、賛成の方の発言を許可します。

田島委員。

田島委員 苦しい討論になるんですけど、私、修正案を出すようにお願いしたんやけども、今回賛 成するのには、しかしながら、やっぱりこの説明資料を見たら、できたらタイトルを変え ていただいたら胸を張って賛成できるのと違うかなという意図を持っておったんです。し かしながら、これも反対する考えを持っておったんやけども、この指定管理者選択決定す るにおいて、私はこの決定には賛成した責任者の一人です。そして今日まで運営していた だいて、そして経営がまずいから、経営がしんどいからあかんやないかと、これはまたお かしい議論になるんでね、やっぱり私は指定管理者選定のときに一応賛同した一人として、 賛同しておきながら今、何やねと言われるのも片腹痛いということで、今後、私、討論の 中で、一つの苦渋の選択としてお願いしたいのは、先ほど質疑した中で、今回はやむを得 ません。こういう議論で大切な施設を壊すわけにいきません。しかし、壊すわけにいかん けども、次からそういう苦しい経営をしないで経営を立て直す。やっぱり経営者というの はプロですからね。ということで、ひとつ事業報告なりを必ずいただいて、そして今回、 補助金を出すんですから、事務監査的なことの説明資料もいただいて、次の委員会には、 こういうことになりましたと、経営が上向いてきましたというような報告を期待してます ので、私は、指定管理者を選んだ責任者の一人として、今回は反対ですけども、反対でき ません立場ですので、苦渋の選択で今回は賛同しておきます。それだけはわかってくださ い、チェック機関の苦しさもね。そういうことで討論とさせていただきます。

反保委員長 竹原委員、賛成ですか。

反対ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 賛成の立場で、この議案第71号、一般会計補正予算(第5次)の件の賛成討論をさせ

ていただきます。

さきに、船守神社内の公衆便所の件につきまして、やはり必要なところにしっかりと検 討していただいて予算をつけていただいた。また、次年度において大もとの予算を執行す る予定があるということもお聞きできましたので、この点は大いに評価させていただきた いと思います。

それと、質疑ではなかったんですが、2ページの多目的公園整備事業におきまして、スポーツ団体等の要望を聞いていただいた結果、このような設備・備品をつけていただいたということを評価させていただきたいなと思います。

また、最終、海釣り公園円滑化補助金におきまして、岬町として、質疑のときも言ったんですけども、バス事業で痛い思いをしているんです。やはりこの上乗せがなかったら運営が苦しいということで、もう撤退やて言われる、もうそんなこともできへんのかって言われて、撤退やって言われることも可能性としてないこともないんですよね。額にして幾らかという話はありますけども、やはり聞く耳を持って対応していただいたといったことで、議論が深まった中で賛成をさせていただこうと思います。

反保委員長 松尾委員、賛成ですか、反対ですか。

松尾委員とてもしんどいですけど、賛成に今回はさせてもらいます。

反保委員長 反対の方はございませんか。

松尾委員。

松尾委員 ふつう補助金、助成金というのは、やっぱり出すための理由があったりとかしますよね。 民間であればなおさら、どういう運営をされていて、どういうことで助成してもらいたい のかというところが明確になって初めて執行者としては出すというところに至ると思うん です。

今回であれば、理由が足りないというところと判断材料に欠けるというところは、どうしても最後までぬぐえなかったんですね。次回また同じようなことになれば私は反対させていただきたいなと思うんです。というのは、やっぱりこういうのはしっかりしていかないと、判断するのは苦しいですけど、内情がどうであってというのがちゃんとクリアになってから、これやったら出さないといけないよねという判断がふつうだと思うんですよ。資料的にはそこがまだ足りてないんですね。そのところでいうと、そこが一番大きいですね。

だから、今回は賛成しますけれども、次回また例えば助成金だったりとかいうところに

なれば、そういう事業計画書案だったりとか、あと、収支の関係の資料というのがやっぱり提示されるべきだと私は思っていますので、中原副委員長と同じように、事業計画書というのは私も提示いただきたいなと思いまして、本当に苦しいですけど、賛成討論とさせていただきます。

反保委員長 討論ございませんね。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第71号「平成28年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第71号は、本委員会において可決されました。

暫時休憩。

再開は3時10分。

(午後 3時00分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

反保委員長

それでは、休憩を解除して議会を進めます。

議案第78号「岬町企業立地促進条例を制定する件」について、議題とします。

本件につきましては本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 異議なしと認めます。

それでは、質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 概要のところを読ませていただいている中で、用地取得助成金というのが廃止されたとなっていますが、取得する用地がないから、ここの対象がないから廃止ということになったんでしょうか。委員会資料の14ページのところを見ていますと、拡大されたところも

ありますので、その辺、もう少し詳しく説明をいただければと思いますが。

反保委員長 答弁をお願いします。

西地方創生企画政策監 まちづくり戦略室の西です。

竹原委員のご質問の件でございますが、本会議場でもご説明をさせていただいたところですけども、現行の企業誘致条例におきまして、用地取得の助成金というのを設けておりました。この用地取得助成金につきましては、町を始めとした、いわゆる公有地を処分するときに一定の額を助成するというものでございます。もともとは多目的公園への企業誘致を促進するという目的で当初設けたものでございますが、多目的公園については、一応、全ての事業用地の見込みが立ったということ、そして、町が新たに売り出す用地が今のところないということから、今回削除させていただいたものでございます。

反保委員長 よろしいですか。竹原委員。

竹原委員 そしたら、町が持っている土地が、ある程度大きな土地がないということですね。 1, 000平方メートルを超えるということですね。

反保委員長 そしたら、ほかに質問者がないですかね。

(「あります」の声あり)

竹原委員 すみません、さきお願いします。

反保委員長 中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料の11ページ、本会議で概要について説明を丁寧にいただいたところで ありますけれども、2点ほどお尋ねをしたいと思います。

11ページの大きな2番の(3)のところで助成金の種類及び額ということで一覧表にまとめていただいております。この中の施設設置助成金の期限のことでお尋ねをしたいんですけれども、固定資産税の2分の1を助成するということが書かれておりまして、創業した日の翌年の4月1日から5年間という定めが設けられております。それで、この条例そのものは、附則の中に、この条例は、平成32年3月31日限りでその効力を失うと書かれておりますけれども、助成金については、認められたら、この条例がなくなっても5年間効力を発揮するというように捉えていいのか、この条例は効力を失うと書かれているので、5年間というのは実現しないというようにとったらいいのか、教えていただきたいと思います。

それから、同じく、11ページの(4)指定の要件の①で対象施設(規則第3条)というのが設けられております。このたび、この委員会資料の15ページ以降におきまして、

規則の案についてもまとめられたものが添付していただいておりまして、全体像が非常に 詳細にわたってもよく理解できるものと資料をご提示いただいているなと理解をしており ます。

この①の対象施設を見せていただきますと、いわゆる迷惑施設と住民が受け取るものについては対象としないというように、平たく言えば、そのような理解をしていいものかどうか、この2点についてお答えをいただきたいと思います。

反保委員長 西政策監。

西地方創生企画政策監 まちづくり戦略室の西です。

まず、1点目の助成金の5年間の効力ということでございますが、10ページのほうに 条例の附則を載せております。

委員ご指摘の条例の失効につきましては、2のほうで、この条例は、平成32年3月31日限りでその効力を失うということで、条例の効力についてはここで失効する規定を設けておりますが、第3項のほうで経過措置を設けさせていただいておりまして、この条例の失効前に優遇措置の指定を受けた事業者に対するこの条例の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有するということで、経過措置規定を設けさせていただいております。

したがいまして、この期間内に優遇措置の指定事業者としての認定を受けた事業者につきましては、この条例失効後も、引き続き助成金等の対象になるということになります。 それと、2点目の対象施設のうち住民の迷惑施設等への取り扱いについてでございますが、資料の16ページでございます。

第3条の第2項でございますが、前項の規定にかかわらず、対象施設には次の各号のいずれかの事業を行う施設を含めないものとするということで、風俗営業関連の施設、宗教活動または政治活動を目的とする事業、貸金業またはそれに類する事業、ごみ処理施設、その他の廃棄物の運搬処理または保管を主とする事業、それ以外にも、町長が条例の目的に合致しないと認める事業については対象施設に含めないということで明記させていただいております。

反保委員長 ほかにございますか。

竹原委員。

竹原委員 14ページの旧制度と新制度の対比表なんですけども、旧制度と新制度とを比較していただいているんですが、今度の新制度において、企業誘致というのは他の市町村と競争す

るというものだと思っております。近隣の自治体より交通の便が悪い分だけ余計に優遇してくれているのかなとは思っているんですけども、隣の阪南市等々と比べられて設定されておられるのか、それか、岬町独自で計算しているのか、大阪府とかの指導もあったと思うんですけど、どういった方法でこの設定をされたのか、その経緯を教えていただければと思います。

反保委員長 西政策監。

西地方創生企画政策監 まちづくり戦略室の西です。

今回の優遇措置の内容等につきましては、岬町における立地的な条件、そして町の財政 状況等も勘案いたしまして、町の財政に無理を与えない範囲で企業にお越しいただけるよ うな内容にさせていただいたものでございます。

内容的には他の市町村と遜色ない、またはそれを上回るところもあるかなと思っている んですが、これについては各団体ごとによってそれぞれ条件が変わってまいりますので、 一律に比較するというのは難しいところではあるかと思いますが、本町におきましては、 比較的、他の自治体に比べますと、企業誘致に力を入れているのではないかと自負してい るところです。

反保委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号「岬町企業領地促進条例を制定する件」について、原案のとおり可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第78号は、本委員会におきまして可決されました。

続いて、議案第79号「岬町工場立地法地域準則条例を制定する件」について、議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 異議なしと認めます。

それでは、質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 岬町工場立地法地域準則条例において、あるときとないときで、今回、マエキンさんなり、多奈川の多目的公園に進出してくれた企業に何か影響はないのかなというのが一つ心配なんですけど、それはさかのぼって適用しないっていうんですか、そういう時系列は大丈夫ですか、お願いします。

反保委員長 西政策監。

西地方創生企画政策監 まちづくり戦略室の西です。

委員会資料の21ページのほうをごらんいただきたいんですけども、1番の制定の理由のところにるる説明文を書かせていただいているんですが、中段のところに書かせていただいております岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例というのが現在施行しているところでございます。この条例は、多奈川臨海地区及び多奈川地区多目的公園において緑地等の緩和措置を講じるというものでございまして、今回、多奈川地区に進出いたしますコーヨークリエイト、マエキンにつきましては、この条例に基づいて、現在、緩和措置の対象事業者となってございます。

ただ、コーヨークリエイトなりマエキンさんが増築する場合、今度、この条例が29年3月31日で期限を迎えますので、今回の地域準則を定めなければ、増築する場合は、工場立地法の規定による面積率によってつくらなければいけないということになりますので、そういうことにならないように、引き続き、今回、地域準則条例を定めさせていただいて、現行の条例と同じ率で緑地緩和をさせていただくという内容になってございます。

反保委員長 竹原委員。

竹原委員 そうすれば、コーヨークリエイトさんなりマエキンさんなりにさらなる事業拡大という

ところも目指していただきたいという意味も含めて、こういう条例を用意したという認識 でよろしいんでしょうか。

反保委員長 西政策監。

西地方創生企画政策監 まちづくり戦略室の西です。

委員、お見込みのとおりでございます。

それと、あと、関西電力の多奈川発電所跡地のほうもございますので、引き続いて優遇 措置を講じることで、そちらへの企業立地も促進したいという思いでございます。

反保委員長 あといいですか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

反対の方はございませんか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 賛成です。

ただいまの質疑におきまして、さらなる岬町の企業誘致に力を入れていただくといった、 環境を整備するといった条例ですので、賛成とさせていただきます。

反保委員長 松尾委員。反対の方はございませんね。賛成ですか。

松尾委員 賛成討論をさせていただきます。

延床面積が1,000平方メートルを超えること、そして、固定資産総額が5,000 万円を超えることということで、来られる企業さんというのはそこそこ大きな企業さんで、 雇用が見込めるという企業さんを見越してということで、賛成です。

それと並行して、岬町の今の現状を考えると、ほぼ、ほとんどが小さな小規模事業者さんですね。小規模事業者さん、今後、道の延伸も伴って、なかなか経営もしんどくなってくると。町のにぎわいを創出したりとか、町を活気づけるというのは、やっぱり地に足をつけた小規模事業者さんの集まりがもっともっと頑張っていってもらわないと、いい町になっていかないと私は思っています。

やっぱり都会からは岬町というのはすばらしいところであるということはすごく認識が 高まってきてますので、そういう方々にとって本当に都会から岬町で商売してやろうかな というような、これやったらできるなと思うような小規模事業者さんに対するそういう補助とか何らかの助成だったりとかいうのでやっていただくことによって、町のにぎわいがついてくるのかなと思っています。また、空き家とか空き地とか、いろいろ課題もたくさんあるので、それを使った相乗効果で町のにぎわいを創出できるようなそういう助成をまた考えていただきたいなと、これは要望でとどめておきたいと思います。

反保委員長 討論はほかにございませんか。

田島委員。

田島委員 賛成するのは当然ですけども、賛成するに当たって、一つ要望も入れて賛同したいと思います。

いろんな立地準則についても、やはり事業者というのは水道を使って事業をすると。その中に緑化率の部分も規制かけてます。ですから、緑化したらそれの散水とか、そういう部分についてはかなり水道代も要りますし、それで、生産するに当たって浄水道で生産してますわな。できれば、ひとつ工業水をこっちへ引っ張ってくるということは難しいですけども、それの要望は府なりに一応要望していただいて、企業が来やすいように、そういう立地条件にしていただきたいと。

鵜久森さん、ひとつそんなんでね、結局、泉南からこっち、イオンからこっちは工業水が来てないと思うんです。ですから、やっぱり工場水があるのとないのとで、企業というのは、来る場合、営業利益の問題があるので来づらいと思います。道路のインフラ問題もありますけども、やっぱり工水使うのと浄水使うのとで、企業というのは物すごく大きいと思います。

ということで、賛成しますけども、それの要望も入れて賛成ですので、ひとつ鵜久森さん、頑張ってください。討論ですので。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第79号「岬町工場立地法地域準則条例を制定する件」について、原案のとおり可 決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第79号は、本委員会において可決されました。

反保委員長 以上で、本委員会に付託を受けました議案5件については、全て議了いたしました。 本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員長報告を行います ので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで事業委員会を閉会します。

(午後 3時30分 閉会)

上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年12月9日

岬町議会

委 員 長 反 保 多 喜 男